

令和 7 年度第 1 回飯塚市男女共同参画推進委員会 次第

日 時 令和 7 年 6 月 9 日 (月)
14 時 00 分～15 時 30 分 (予定)
場 所 飯塚市役所本庁 6 階 教育委員会会議室

1. 新任委員紹介

2. 議題

- (1) 令和 6 年度第 4 回推進委員会での委員意見について
- (2) 「第 2 次飯塚市男女共同参画後期プラン」令和 6 年度進捗状況報告について
- (3) 令和 7 年度事業計画について
- (4) その他

【事前送付資料】

資料 1-1 「第 2 次飯塚市男女共同参画後期プラン」令和 6 年度進捗管理
資料 1-2 「第 2 次飯塚市男女共同参画後期プラン」令和 6 年度進捗管理【管理指標】
資料 1-3 令和 6 年度進捗管理意見書（様式）・返信用封筒
資料 2-1 令和 7 年度の事業計画（企画担当）
資料 2-2 令和 7 年度の事業計画（事業係）

【当日配布資料】

次第

令和 7 年度飯塚市男女共同参画推進委員会委員名簿

資料 1-4 進捗管理令和 6 年度総括

資料 1-5 第 2 次飯塚市男女共同参画後期プラン令和 6 年度進捗管理 説明資料

参考資料 1 管理職に占める女性の割合（内閣府見える化マップより）

参考資料 2 男性公務員の育児休業取得率（内閣府見える化マップより）

参考資料 3 市町村の審議会等における女性委員の登用状況（福岡県男女共同参画センター「あすばる」作成資料）

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標1 あらゆる年代における男女共同参画への意識づくり

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	進捗評価	R6年度に新たに実施した取組	今後の取組	課名
1	1	「男女共同参画社会基本法」「人権教育啓発推進法」「飯塚市人権教育・啓発基本指針（改訂）」に基づき、女性の人権をはじめとする人権尊重意識の普及・啓発を行います。	ドメスティックバイオレンス（DV）やセクハラ・マタハラ行為など女性に対する暴力や嫌がらせなど女性の人権問題の解消に向けた啓発パネルの掲示、市報「人権いづかぬくもり」でジェンダー平等や女性の人権について啓発を行います。	①パネル掲示回数 ②市報掲載回数 ③人権いづか特集号掲載（毎年12月に発行） ④DVDの貸出回数	各実施回数	①4回 ②1回 ③ - ④ -	①3回 ② - ③ - ④2回	①2回 ②1回 ③1回 ④8回	B:80%程度達成できている	市報いづかぬくもり3月号にて女性の人権に関する啓発をおこなった。	パネルの展示やDVDの貸し出しを継続して行う。	人権・同和政策課
2	2	市報や市ホームページ、地域への出前講座などあらゆる媒体や機会を活用し、ジェンダーの視点に立った固定的な性別役割分担意識は正のための広報・啓発の充実を図ります。	あらゆる媒体・機会を活用し、幅広く広報・啓発活動を行う。	①市報掲載 ②市ホームページ掲載(更新) ③情報誌サンクス発行 ④男女共同参画推進センター主催講座開催 ⑤出前講座開催	各実施件数	① 21件 ② 19件 ③ 1件 ④ 4件 ⑤ 0件	① 18件 ② 28件 ③ 1件 ④ 2件 ⑤ 13件	① 1件 ② 3件 ③ 1件 ④ 6件 ⑤ 17件	A:100%達成できている	若年層向けとして「二十歳を祝う会」にて男女共同参画に関する講演会を開催した。 ※右欄R4・R5の①②について、取組内容からして本来対象とすべきでない件数(相談事業)が含まれており、R4・R5の件数と比較して大幅に数値が変動しています。	幅広い年齢層や職域等に対応する広報・啓発活動を視野に入れ、今後も継続実施する。	男女共同参画推進課
3	3	成人式のパンフレット冊子に男女共同参画に関する啓発事項等を掲載し新成人への配布を行います。	男女共同参画の啓発に関する考えを浸透させる。	パンフレットの配布、男女共同参画推進課による講演会を実施。	①実施の有無 ②配布数	①実施 ②763	①実施 ②802	①実施 ②803	A:100%達成できている	例年同様にパンフレットの配布を行った。 また、二十歳を祝う会の式典にて、初めて男女共同に関する講演会を導入した。	パンフレットの配布を継続して行う。 令和7年度の取組みにおいて、男女共同参画推進課と協議・調整を行う。	生涯学習課
4	4	市が発行する刊行物においては、性別に基づく固定観念にとらわれない、男女の多様なイメージが社会に浸透していく表現に努め、多様な男女の生き方や働き方に関する市民の意識改革を促します。	当課で作成した男女共同参画の視点からの表現のガイドラインに基づき、市の刊行物に男女共同参画の視点から不適切な表現がないよう、各課に働きかける。	課に1名配置した男女共同参画推進委員に、各課で作成する刊行物のチェックを行わせ、市の刊行物に男女共同参画の視点から不適切な表現がなされないように努める。	①推進員の事務につき周知 ②推進員からの質問対応	①1回 ②相談があれば随時対応	①1回 ②相談があれば随時対応	①1回 ②相談があれば随時対応	A:100%達成できている	特になし	市のみに留まらず、小中学校での周知文書作成の際に活用していただけるよう「男女共同参画の視点からの表現のガイドライン」等の周知を行う。	男女共同参画推進課
5	4	市が発行する刊行物においては、性別に基づく固定観念にとらわれない、男女の多様なイメージが社会に浸透していく表現に努め、多様な男女の生き方や働き方に関する市民の意識改革を促します。	飯塚市が毎月発行している広報いづか等、市が発行する刊行物において、固定観念で男女の役割分担がされたイラストや用語が使用されていないかチェックを行う。	「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」などを活用し、市報の作成を行った。また、年1度実施している「広報研修（伝える・伝わる研修）」において、男女の広報に係る表現方法のポイント説明を2回実施（管理職向け・一般職員向け）した。	チェック回数(年12回発行のため最低12回)及び広報研修での説明回数(2回)の合計	13回	14回	14回	A:100%達成できている	特になし	引き続き、広報研修では男女共同参画視点での広報のポイントを啓発するとともに、発行物に際してもイラストや用語のチェックを行う。	情報管理課
6	5	市役所内の固定的な性別役割分担の是正を徹底し、ジェンダーの視点に立った施策運営を行うため、男女共同参画に関する研修を定期的を実施するとともに、男女共同参画をテーマとした各種講演会やセミナー等への積極的な派遣を行います。	新規採用職員研修や人権研修等において男女共同参画に関する研修を実施する。	新規採用職員研修、全職員を対象とした研修において、ハラスメントの具体例とその問題点等について研修を行った。また、全職員研修実施後に「人権に関する問題集」の理解度確認小テスト（女性・性的マイノリティの人権問題等に関する設問を含むもの）を行った	受講者数	新規採用職員研修 32名 全職員研修 817名	新規採用職員研修 51名 全職員研修 825名	新規採用職員研修 46名 全職員研修 844名	A:100%達成できている	全職員研修において、アンコンシャスバイアスについて（無意識の偏見）を含む内容の研修を実施した。	今後においても、新規採用職員研修や人権研修等において、男女共同参画に関する研修の実施に取り組む	人事課
7	6	広報誌や各種講座を通じ、SDGsについて広報し、啓発に努めます。	あらゆる媒体・機会を活用し、幅広く広報・啓発活動を行う。	①市報掲載 ②市ホームページ掲載(更新) ③情報誌サンクス発行 ④男女共同参画推進センター主催講座開催 ⑤出前講座開催	実施件数	① 0件 ② 0件 ③ 0件 ④ 4件 ⑤ 0件	① 0件 ② 0件 ③ 0件 ④ 2件 ⑤ 13件	① 0件 ② 0件 ③ 0件 ④ 2件 ⑤ 17件	D:50%程度しか達成できていない	特になし	掲載可能な媒体を洗い出し、より多く掲載していく。	男女共同参画推進課

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	進捗評価	R6年度に新たに実施した取組	今後の取組	課名
8	7	労働環境や男女の人権、男女共同参画に関係の深い法律や制度に関する広報や周知に努めるとともに、国・県等関係機関との連携をとりながら相談事業等の充実を図ります。	労働関係の法律について、チラシ等を活用して、市内事業者へ周知を図る。 公共職業安定所、県筑豊労働者支援事務所と連携し、各所の事業等につき、チラシの配架等で周知した。	①市内事業所へハラスメントに関する法改正等のチラシを配布、又は配架 ②介護事業所に対し、ハラスメントに関する法改正のチラシの配架	①市内事業所を通じての周知 ②介護事業所への周知	①商工会議所、商工会へチラシの配架 ②介護事業所向け動画にて、ハラスメント関連の法改正を周知	①商工会議所、商工会へチラシの配架 ② -	①商工会議所、商工会へチラシの配架 ②介護事業所向け動画にて、ハラスメント関連の法改正を周知	A:100%達成できている	特になし	今後も商工会議所、商工会、介護事業所への協力依頼を継続する。	男女共同参画推進課
9	7	労働環境や男女の人権、男女共同参画に関係の深い法律や制度に関する広報や周知に努めるとともに、国・県等関係機関との連携をとりながら相談事業等の充実を図ります。	労働関係に関する法律や講座をチラシ及びSNS等を通じて市内事業者及び労働者に周知する。また、福岡県等主催の労働講座に対し、会場を提供する等、事業者等が参加しやすい環境を提供する。	福岡県主催の労働問題に対する相談の場である「日曜労働相談会」や労働法の基礎知識に関する「福岡県労働教育講座」に対する周知。	周知（市報・HP含むSNS・チラシの配架	市報、HP（SNS）及びチラシ配架	市報、HP（SNS）及びチラシ配架	市報、HP及びチラシ配架	A:100%達成できている	特になし	引き続き市報及びHPに掲載し、情報の提供及び周知をはかる。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ
10	8	男女共同参画を取り巻く状況に関する国・県・市町村の各種統計・意識調査や施策内容等についての情報収集と情報提供に努めます。	市内各所で男女共同参画に関する情報提供をする。	①男女共同参画推進センター、本庁等の公共施設及び民間施設でのパンフレット等の配架及びパネル展示 ②「みんなの健康・福祉のつどい」等各種イベントへのパネル展示	実施箇所	①23か所 ②2か所	①23か所 ②2か所	①23箇所 ②1か所	A:100%達成できている	特になし	今後も積極的に国、県、関係機関からの情報収集により、時勢に合わせた情報提供及び見やすい啓発を行っていく。	男女共同参画推進課
11	9	業務統計を含む各種統計の実施にあたっては、男女の置かれている状況を客観的に把握するためのデータの充実という観点から、可能な限り男女別のデータを収集するように努めます。	男女共同参画の視点からの表現のガイドラインに、アンケート実施時の性別欄の書き方例等を示しているが、ジェンダー統計については、必要性等も十分検討し、アンケート回答者の感情に配慮して行う必要があるため、今後も国等の方針等を注視して、実施していく。	各課からのジェンダー統計に関する質問につき、適宜回答し、ジェンダー統計が円滑に進むようその考え方を伝える。	担当課からの相談の受付	随時実施	随時実施	随時実施	A:100%達成できている	男女共同参画推進協議会委員（全課長職）を対象に「ジェンダー統計の観点からのアンケート等における性別欄の基本的な考え方について」の研修を実施した。	今後も各課からの相談に対し、ジェンダー統計が円滑に行われるよう助言していく。	男女共同参画推進課
12	9	業務統計を含む各種統計の実施にあたっては、男女の置かれている状況を客観的に把握するためのデータの充実という観点から、可能な限り男女別のデータを収集するように努めます。	「統計いづか」において、可能な限り男女別データを収集する。	「統計いづか」において、一部の統計で男女別のデータを公表している。	公表データ項目数	4項目	5項目	新規0項目（45/183）項目	A:100%達成できている	特になし	引き続き「統計いづか」において、可能な限り男女別データを収集する。	総務課

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	進捗評価	R6年度に新たに実施した取組	今後の取組	課名
13	10	本プランの改定時には、男女共同参画に関する市民意識調査を行い、調査結果の分析とその結果の公表を行います。	男女共同参画プランの参考とするため、策定の1年前に、市民意識調査、事業所調査を実施することとしている。	男女共同参画プランは10年計画であり、令和3年度に中間見直しを行った際に市民意識、事業所調査を行った。(次回調査は令和7年度)	市民意識調査、事業所調査の実施	-	-	-	評価対象外	令和6年度は調査の年ではないため実施していない。	令和7年度は市民意識調査・事業所調査の年となっているため、次期計画の策定に必要な現状分析が行えるよう調査を実施する。	男女共同参画推進課
14	11	乳幼児期から子どもの発達段階に応じ、男女が互いの人権を尊重し、性別にとわれない個性を育む教育・保育を推進します。	保育所保育指針、こども園教育・保育要領に基づき性別の固定観念にとらわれず、また役割分担意識を植え付けることの無い、人権尊重・男女共同参画の視点にたった教育・保育を実施する。	保育現場で使用する色の概念や遊びの選択を保育士側が決めつけない指導を行っている。	実施園数	公立6園中6園実施	公立6園中6園実施	公立5園中5園実施	A:100%達成できている	特になし	乳幼児期から子どもの発達段階に応じ、男女が互いの人権を尊重し、性別にとわれない個性を育む教育・保育を推進する。	保育課
15	11	乳幼児期から子どもの発達段階に応じ、男女が互いの人権を尊重し、性別にとわれない個性を育む教育・保育を推進します。	各校の学校保健計画の中に位置づけ、計画的に実施する。	各校の学校保健計画の中に人権教育(小学校は「性に関する指導、中学校は「心身の発達と心の健康」)」と位置づけ、計画的に実施する。	学校数	29校	29校	29校	A:100%達成できている	特になし	今後も男女共同参画の視点に立った教育を充実させ、発達段階に応じた学習を行うよう周知する。	学校教育課
16	12	福岡県教育委員会作成の「男女共同参画教育指導の手引(改訂版)」をもとに、学校教育の中で男女共同参画社会について学習する機会を設けます。	発達段階に応じ、教科をはじめ道徳などの時間に指導を行う。	小学校では「男らしさ、女らしさ」など固定的性別役割分担意識に対する正しい理解を深め、中学校では「個性の認識や相互の尊重」などを考えることを通して思いやりの心や性差に関する正しい認識を育てる。	学校数	29校	29校	29校	A:100%達成できている	特になし	今後も男女共同参画の視点に立った教育を充実させ、発達段階に応じた学習を行うよう周知する。	学校教育課
17	13	児童・生徒が将来の自立に向けて、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、自らの生き方を考え、自分の意志と責任で進路を選択し決定する能力・態度を身につけることができるよう、キャリア教育の充実を図ります。	各学校において各教科等の指導を通して、キャリア教育に必要な基礎的・汎用的能力を育成するため、年間計画に沿って、固定的な役割分担意識にとらわれないキャリア教育を実施する。	令和5年度からの市キャリア教育事業の実施に向けて、各校でのキャリア教育推進のための情報提供、計画作成を支援した。	実施学校数	29校	29校	29校	A:100%達成できている	特になし	企業や地域等の協力を得ながら、様々な職種や性別にとらわれない、進路選択につながる学習、実態に合った活動を継続して実践していく。	学校教育課
18	14	男女共同参画の視点に立った教育・保育を案内できる人材を育成するため、教職員、保育士等の研修会等への参加を推進します。	男女共同参画に係る校内・校外研修会等の案内を各学校に文書で通知するとともに、校長会及び教頭会において周知及び参加の奨励を行った。	研修会等の案内の周知及び参加の奨励を行い、人材育成を図った。	周知回数	1回	1回	1回	A:100%達成できている	特になし	職場環境づくりに努め、県が主催する研修等へ、より積極的な参加ができるよう周知を行った。	学校教育課
19	14	男女共同参画の視点に立った教育・保育を実践できる人材を育成するため、教職員、保育士等の研修会等への参加を推進します。	男女共同参画の視点に立った教育・保育を実践できる人材を育成するため、父親の保育所・こども園の行事の参加、子どもの男女共同参画の理解・将来を見通した自己形成の促進に寄与する教育、保育を実施する。	①父親の保育所・こども園の保育参観や給食試食会の実施 ②クラス名簿は月齢順・出席簿は五十音順。並ぶ順番は男女混合	①実施園数 ②クラス名簿等実施数	①園の行事はコロナで実施していない ②名簿等は公立6園中6園実施	①新型コロナウイルスの規制緩和により、実施した ②名簿等は公立6園中6園実施	①保育参観は公立5園中5園、給食試食会は1園実施 ②名簿等は公立5園中5園実施	B:80%程度達成できている	特になし	男女共同参画の視点に立った教育・保育を実践できる人材を育成するため、教職員、保育士等の研修会等への参加を促す。	保育課

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	進捗評価	R6年度に新たに実施した取組	今後の取組	課名
20	15	男女共同参画推進センター「サンクス」を拠点に、関係団体とも連携しながら、男女共同参画社会の重要性や必要性について理解を深めるための男女共同参画推進講座等を開催し、市民の男女共同参画意識の向上を図ります。	男女共同参画推進センター主催講座及び市と関係団体の協働による講座を開催する。	①男女共同参画推進センター主催講座開催 ②共催事業開催	実施回数	① 4件 ② 6件	① 2件 ② 6件	① 8件 ② 7件	A:100%達成できている	福岡県との共催事業として「福岡キャリア・カフェ」を2回開催し、働く女性とロールモデルとの交流の場を創出した。	今後も男女共同参画推進センター主催事業及び関係団体との推進講座を開催する。	男女共同参画推進課
21	16	「コスモス大学」での一般教養講座や各地区交流センター開催の高齢者を対象とした事業の中に男女共同参画の推進に関する講座を加え、高齢者の学習の機会を提供します。	「コスモス大学」一般教養講座のカリキュラムや各地区交流センター講座に、男女共同参画の推進に関する講座を実施していく。	「コスモス大学」一般教養講座や各地区交流センター講座において、男女共同参画推進に関する講座を男女共同参画推進課と実施。	実施回数	0回	0回	2回	D:50%程度しか達成できていない	菰田交流センターにおいて、年齢に関係なく体調改善・健康促進と怪我の予防につながる背骨コンディショニング講座や男女共同参画の視点に基づいた避難所運営等に関する周知・意見交換を行った。	今後も講座等において、男女共同参画推進課と協議を行い、講座を実施していく。	生涯学習課
22	17	関係機関・団体との連携を取りながら、女性の就業支援講座や就職サポートセミナーなど、女性のエンパワーメントのための講座を実施します。	市の事業であるイクボス推進事業を実施するほか、飯塚公共職業安定所や、県筑豊労働者支援事務所と連携し、国や県のセミナー等につき、市民に周知を図る。	市の事業にて職場の働き方改革を推進するイクボスの啓発を実施し、国、県、市の就労相談等の事業を市民に周知する。	①イクボス研修実施回数 ②国、県の事業の周知	①1回 ②随時	①2回 ②随時	①2回 ②随時	A:100%達成できている	イクボス研修については、飯塚公共職業安定所と連携し市民向けに1回実施した。	今後も飯塚公共職業安定所等と連携しイクボス推進事業を実施する。	男女共同参画推進課
23	18	「レディースカレッジ」等、各交流センター開催の女性を対象としたスキルアップのための講座を実施し、学習の機会を提供します。	さまざまな市民ニーズに応じて、女性のスキルアップ・活躍を推進につながるような講座を実施する。	各交流センター講座において、女性を対象としたスキルアップにつながる講座を実施。 (コグニサイズ、子育て応援講座等)	実施回数	29回	37回	37回	B:80%程度達成できている	昨年と同様に、交流センターの「レディースカレッジ」や講座において、女性を対象としたスキルアップにつながる講座を実施した。 また、講座実施内容を変更する等を行った。	女性の講座参加者増加や関心の向上に寄与する講座の開催とともに、女性のスキルアップに効果のあるメニューの実施等を関係者とともに検討・調整する。	生涯学習課
24	19	男女共同参画社会の実現に向けて活動する団体の会場使用料・駐車場使用料の減免や補助金の交付等により、男女共同参画社会の実現をめざす事業への支援を行います。	男女共同参画社会の実現に向けて活動する団体に、市の公共施設の会場使用料や駐車場使用料を減免することで活動の支援をする。	①会場使用料減免 ②駐車場使用料減免 ③補助金交付	①②減免件数 ③補助金交付件数	①75件 ②1,049件 ③11件	① 88件 ②910件 ③ 9件	① 95件 ②1,181件 ③ 7件	A:100%達成できている	特になし	団体が積極的に活動できるよう会場・駐車場使用料減免や補助金交付による支援を今後も継続していく。	男女共同参画推進課
25	20	市民の主体的な学習活動を支援するため生涯学習に関する情報の収集に努め、市報や市ホームページなど、あらゆる媒体を通じた情報提供を行います。								進捗管理は7年度分のみ		男女共同参画推進課
26	20	市民の主体的な学習活動を支援するため生涯学習に関する情報の収集に努め、市報や市ホームページなど、あらゆる媒体を通じた情報提供を行います。								進捗管理は7年度分のみ		生涯学習課
27	21	魅力あるテーマづくりや参加者同士の仲間づくりなどを促進するとともに、託児付き講座の開催や開催時間の配慮など、参加しやすい環境づくりに努めます。	託児が必要な方も配慮しながら、育児中の方や仲間づくりを求める方が参加しやすい講座を開催する。	各交流センター及び中央公民館講座においては、計画段階で託児が必要かどうかを検討し、必要場合は託児付きを実施している。	①講座実施回数 ②託児実施回数	①30回 ②19回	①37回 ②21回	①79回 ②12回	B:80%程度達成できている	託児を希望される講座等が少なかったが、希望された際は託児を実施できた。 また、子育て世代の参加が予想される講座においては、開催日時等の調整を行った。	異世代交流や子育て世代の方が参加しやすい講座においては、託児があると集中して講座に参加できるように、今後も託児付きを実施していきたい。 また、開催日時についても参加者を配慮して実施していく。	生涯学習課

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	進捗評価	R6年度に新たに実施した取組	今後の取組	課名
28	21	魅力あるテーマづくりや参加者同士の仲間づくりなどを促進するとともに、託児付き講座の開催や開催時間の配慮など、参加しやすい環境づくりに努めます。	託児や手話通訳はもちろん、より多くの方が参加できるよう開催日の配慮を行う。	①託児・手話通訳ありの講座実施件数 ②土曜日または日曜日の講座実施件数	実施件数	①4件 ②2件	①2件 ②2件	①6件 ②5件	A:100%達成できている	サンクスフォーラムにおいて、手話通訳に加え要約筆記を実施した。	合理的配慮に則し、今後も継続して実施する。	男女共同参画推進課
29	22	男女共同参画に関する国際的取組や規範の内容、ジェンダー・ギャップ指数など男女共同参画に関する国際基準について広報・啓発を行います。	市報等を活用し、男女共同参画の推進に関する国際的取組や、ジェンダーギャップ指数を市民等に伝えていく。	市報等を活用し、日本のジェンダーギャップ指数を市民に伝え、日本が国際社会に取り残されないためにも、男女共同参画の推進は重要であることを伝える。	①市報等への掲載	①1回	①1回	①18回	A:100%達成できている	ジェンダーギャップ指数の状況を出前講座で取り上げた。	日本と世界との比較を伝えることで、男女共同参画の推進の必要性を引き続き訴えていく。	男女共同参画推進課
30	23	飯塚国際交流推進協議会による多文化共生社会への意識づくりのための国際理解事業やイベント事業等を通して、地域市民との国際交流の支援を行います。								進捗管理は7年度分のみ		国際政策課
31	24	平成28年12月に姉妹都市の提携を結んだアメリカのサニーベール市と学校間交流事業等を行い、グローバルな人材育成により国際交流を推進します。								進捗管理は7年度分のみ		国際政策課
32	25	外国人が安心して暮らせる環境を整備するため相談窓口を設置し、やさしい日本語や多言語による生活情報や日本語教室の情報の発信を行います。								進捗管理は7年度分のみ		国際政策課

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	進捗評価	R6年度に新たに実施した取組	今後の取組	課名
33	26	市の目標審議会等における委員選定時の女性委員の割合は原則40%以上60%以下を目指し、女性委員のいない審議会等が発生しないよう、「女性人材バンク」の活用及び「飯塚市審議会等の委員への女性登用推進に関する要綱」に基づく女性委員の登用に努めます。	審議会の女性委員登用率が40%から60%となるよう、審議会所管課の職員とともに女性委員を増やすために努力をしていく。	審議会所管課職員と協議の上、女性委員登用率向上策を検討し助言する。	審議会委員の推薦依頼前協議の実施	7回	8回	6回	B:80%程度達成できている	女性委員登用率が40%を下回る審議会について、団体等に推薦を依頼する前に面談を実施することができた。	女性委員登用率40%を超えるような方策について調査研究する。	男女共同参画推進課
34	26	市の目標審議会等における委員選定時の女性委員の割合は原則40%以上60%以下を目指し、女性委員のいない審議会等が発生しないよう、「女性人材バンク」の活用及び「飯塚市審議会等の委員への女性登用推進に関する要綱」に基づく女性委員の登用に努めます。	「飯塚市審議会等の設置及び運営に関する規程」に登用率達成にむけた積極的な女性委員の選任に努める規定、「飯塚市審議会等の委員の公募に関する要領」に公募委員数に男女別数を記載する規定を定めている。	庁内掲示板に、各種審議会等の設置及び運営について通知し、積極的な女性委員の選任と、男女共同参画推進課への事前協議書の提出を依頼している。	掲示回数	1回	1回	1回	B:80%程度達成できている	特になし	更なる周知徹底のため、掲示回数を増やすとともに、改選時期を迎える審議会等の所管課に再度通知する。	企画政策室
35	27	子育て中の女性も委員として社会参画できるよう、託児など女性委員参画のための環境づくりに努めます。	審議会開催時の託児の実施につき、審議会所管課に働きかけ、子育て中の女性も審議会員として参画しやすい環境づくりを行う。	①審議会担当課職員への周知依頼 ②SNS、市報、チラシ等を活用した市民への周知回数	①直接周知を依頼した回数 ②市民への周知回数	①7回 ②0回	①8回 ②1回	①6回 ②0回	B:80%程度達成できている	6年度は職員への周知依頼の他、市民への広報も実施できた。	託児は女性だけが利用するものではないので、次期プランに向けて取り組みの在り方を検討する。	男女共同参画推進課

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	進捗評価	R6年度に新たに実施した取組	今後の取組	課名
36	28	性別にとらわれない人事配置や管理職への登用、女性職員の職域拡大、介護・育児休業を取得しやすい体制づくりなど、「飯塚市特定事業主行動計画」に基づき、市が事業者の模範となるための取組を進めます。	性別にとらわれない人事配置や管理職への登用 特定事業主行動計画に基づく介護・育児休業取得周知等の推進	性別にとらわれない人事配置や管理職への登用に努めた。 特定事業主行動計画に基づく介護・育児休業取得周知等の推進に取り組んだ。	①課長以上職の割合 ②課長補佐職の割合 ③介護休暇取得者数 ④育児休業取得者数	①10.4% ②31.7% ③0名、短期介護休暇:3名取得。(男性1名、女性2名) ④対象者60名(男性20名・女性40名)に対し、42名(男性2名・女性40名)※常勤職員(継続取得中含む)	①10.3% ②36.9% ③介護休暇:1名(男性) 短期介護休暇:5名(女性) ④対象者:65名(男性23名・女性42名) 取得者:53名(男性11名・女性42名)※常勤職員(継続取得中含む)	①11.3% ②37.9% ③介護休暇:0名 短期介護休暇:3名(女性) ④対象者:55名(男性18名・女性37名) 取得者:48名(男性11名・女性37名)※常勤職員(継続取得中含む)	B:80%程度達成できている	男性職員の育児休業取得促進に係る管理職向け研修を実施し、R5年度は課長級を、R6年度は課長補佐級を対象とした。	引き続き、マネジメントフローを活用し、介護・育児休業制度の周知を積極的に行い、取得促進を図る。 また、性別に関わらず職員が働く意欲を持ち続けられるための各種支援や取り組みを実施する。	人事課
37	29	事業所や地域団体等に対して、女性の参画促進の重要性・必要性について理解を得られるための周知・啓発、情報提供を進めます。	事業所や地域団体等に対し、周知・啓発・情報提供を行う。	①男女共同参画推進センター、本庁等の公共施設及び民間施設でのパンフレット等の配架及びパネル展示 ②市報掲載 ③市ホームページ掲載(更新) ④情報誌サンクス発行 ⑤イクボス研修の市公式YouTube配信 ⑥県主催キャリアアップセミナーのチラシ等配架	①実施箇所 ②～⑤掲載件数 ⑥実施箇所	① 28箇所 ② 21件 ③ 19件 ④ 1件 ⑤ 1件 ⑥ 12箇所	① 28箇所 ② 18件 ③ 28件 ④ 1件 ⑤ 1件 ⑥ 12箇所	① 28箇所 ② 1件 ③ 2件 ④ 1件 ⑤ 1件 ⑥ 26箇所	A:100%達成できている	特になし ※右欄R4・R5の②③について、取組内容からして本来対象とすべきでない件数(相談事業)が含まれており、R4・R5の件数と比較して大幅に数値が変動しています。	今後も関係課とも連携を図りながら地域団体等に対し、周知・啓発、情報提供を行っていく。	男女共同参画推進課
38	29	事業所や地域団体等に対して、女性の参画促進の重要性・必要性について理解を得られるための周知・啓発、情報提供を進めます。	企業全体の取り組みとして意識させ、それにより従業員にも連鎖して認識させる。	ゴール5(ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う)を含むSDGsへの参加登録のHP作成及び777の配架を実施した。	周知(市報・HP含むSNS・チラシの配架)	HP及び777配架	HP及び777配架	HP掲載	B:80%程度達成できている	特になし	引き続きHPにて情報提供を行う。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	進捗評価	R6年度に新たに実施した取組	今後の取組	課名
39	29	事業所や地域団体等に対して、女性の参画促進の重要性・必要性について理解を得られるための周知・啓発、情報提供を進めます。	自治会役員等の選任は、積極的に女性を役員に登用するよう促し、男女ともに地域づくりに参画するという考えを推進する	自治会長会の役員改選時などに、女性の参画を促した。男女共同参画の推進の項目が掲載された自治会長ハンドブックを配布することにより、役員への女性参画を促進した。	自治会長に配布するハンドブック数 全会長人数 271人	273部	271部	270部	A:100%達成できている	特になし	継続して自治会長会の役員改選時などに、女性の参画を促していく。地域の自治会に対しても、引き続き自治会長に配布するハンドブックを用いて、役員への女性参画を促進する。	まちづくり推進課
40	30	事業所における女性の登用状況の把握に努め女性の管理監督職への登用や職域拡大など、女性が方針決定の場に参画できるよう事業所への啓発に努めます。	事業所向け啓発として、平成30年度より行っているイクボス推進事業を継続し、男女ともに働きやすい職場環境づくりをすすめ、市内に女性が活躍しやすい事業所を増やす。	①イクボス研修を開催し、男女ともに働きやすい職場づくりを啓発する。 ②新規イクボス宣言事業所を募り、働きやすい職場づくりを始める事業所を増やす。	①イクボス研修の開催 ②新規イクボス宣言事業所数	①1回 ②16社	①2回 ②24社	①1回 ②7社	B:80%程度達成できている	「こどもはこのまちの未来だ！宣言」に合わせ、JC（飯塚青年会議所）等と連携し、イクボス推進事業の周知を行った。	イクボス宣言事業所数を増やせるよう、イクボス推進事業について周知に努める。	男女共同参画推進課
41	30	事業所における女性の登用状況の把握に努め女性の管理監督職への登用や職域拡大など、女性が方針決定の場に参画できるよう事業所への啓発に努めます。	女性の登用状況把握に努め、管理職への登用、方針決定の場への参画等において市内事業所への周知を図る。	「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」を求職者が閲覧できるよう制定された改正女性活躍推進法をHP、チラシにて周知した。 また、えるばし認定制度（女性活躍推進）においてもHPで周知した。	周知（市報・HP含むSNS・チラシの配架）	HP及びチラシ配架	HP及びチラシ配架	HP掲載及びチラシ配架	A:100%達成できている	特になし	引き続き、福岡県等の動向を注視しながら情報発信及び周知を行い啓発に努める。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ
42	31	地域活動団体等における女性の登用状況の把握に努め、団体役員への女性の登用など、女性が方針決定の場に参画できるよう団体等への啓発に努めます。	まちづくり協議会における女性役員の登用状況を把握し、団体役員への女性の登用を促進する	まちづくり協議会における女性の登用状況を把握し、役員改選前に、積極的な女性役員の登用について会議で団体役員に説明し、女性参画を促進を啓発した。	まちづくり協議会役員の女性登用率目標 40%とする	20.11% 37人/184人中	21.72% 43/198人中	22.51% 43/191人中	C:60%程度達成できている	特になし	継続してまちづくり協議会における女性役員の登用状況を把握しながら、団体役員への女性の登用を促進していく	まちづくり推進課

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	進捗評価	R6年度に新たに実施した取組	今後の取組	課名
43	31	地域活動団体等における女性の登用状況の把握に努め、団体役員への女性の登用など、女性が方針決定の場に参画できるよう団体等への啓発に努めます。	地域活動団体等に対して啓発を行う。	①男女共同参画推進センター、本庁等の公共施設及び民間施設でのパンフレット等の配架及びパネル展示 ②市報掲載 ③市ホームページ掲載(更新) ④情報誌サンクス発行 ⑤イクボス研修の市公式YouTube配信 ⑥県主催キャリアアップセミナーのチラシ等配架	①実施箇所 ②～⑤掲載件数 ⑥実施箇所	① 28箇所 ② 21件 ③ 19件 ④ 1件 ⑤ 1件 ⑥ 12箇所	① 28箇所 ② 18件 ③ 28件 ④ 1件 ⑤ 1件 ⑥ 12箇所	① 28箇所 ② 1件 ③ 2件 ④ 1件 ⑤ 1件 ⑥ 26箇所	A:100%達成できている	特になし ※右欄R4・R5の②③について、取組内容からして本来対象とすべきでない件数(相談事業)が含まれており、R4・R5の件数と比較して大幅に数値が変動しています。	今後も関係課とも連携を図りながら地域団体等に対し、周知・啓発、情報提供を行っていく。	男女共同参画推進課
44	32	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、女性が方針決定の場へ積極的に参画できるよう、意識改革の啓発に努めます。	審議会への女性委員登用数を増やすほか、市報、HP等の広報媒体も活用し女性が方針決定の場に積極的に参画できるよう、意識改革の啓発を行っていく。	①市職員が団体等へ審議会の女性委員登用を呼びかけることで、市内団体の意識改革ができるので、審議会委員の女性登用数を増やす取組を継続する。 ②市報、SNS等で女性人材バンク登録や審議会委員の女性登用を呼びかける。	①直接周知を依頼した回数 ②市報、SNS掲載回数	①7回 ②SNS1回	①8回 ②市報2回	①6回 ②市報1回	B:80%程度達成できている	特になし	女性が方針決定の場へ積極的に参画できるよう、これからもあらゆる機会を活用し周知・啓発に努める。	男女共同参画推進課
45	33	地域活動における女性リーダー育成のため、研修や講座等の機会の提供と情報提供の充実を図ります。	女性リーダー育成のための研修や講座等の情報提供を行う等の支援を行う。	①共催・会場提供 ②男女共同参画推進センター、本庁でのチラシ等の配架 ③市報掲載 ④市ホームページ掲載(更新)	①実施件数 ②実施箇所 ③実施件数 ④実施件数	① 1件 ② 12箇所 ③ 1件 ④ 1件	① 1件 ② 12箇所 ③ 1件 ④ 1件	① 2件 ② 26箇所 ③ 2件 ④ 2件	A:100%達成できている	福岡県との共催事業として「福岡キャリア・カフェ」を2回開催し、チラシやHPにより市民へ広く周知した。	今後も引き続き講座等の情報提供を行っていく。	男女共同参画推進課
46	33	地域活動における女性リーダー育成のため、研修や講座等の機会の提供と情報提供の充実を図ります。	女性のスキルアップ・活躍を推進する。	交流センター講座において、女性のスキルアップ、女性の活躍につながるような講座を開催する。	実施回数	5回	22回	22回	B:80%程度達成できている	女性の活躍のために認知症の方と地域とともに暮らすために認知症講座を実施内容に追加するなどして、女性のリーダー育成に効果的な内容を実施した。	女性のリーダー育成に効果的な研修・講座のメニューを検討・実施していく。	生涯学習課

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	進捗評価	R6年度に新たに実施した取組	今後の取組	課名
47	34	様々な分野で活躍する女性や、地域の女性人材に関する情報の収集に努め、女性人材バンク登録者リストの充実を図り、各種審議会等委員への活用を促進します。	女性人材バンクの登録者数を増やし、審議会委員へ登録された女性を推薦する機会を作っていく。	①女性人材バンク登録者の募集を市報、SNS、チラシで行う。 ②女性人材バンクのことを市職員に周知し、活用をすすめる。	①市報、SNS、チラシ回数 ②職員周知回数	①3回 ②2回	①1回 ②2回	①1回 ②2回	A:100%達成できている	特になし	女性人材バンクについて、市職員をはじめ市民の皆様に認知していただけるよう積極的な周知を行い、登録者数増加に向けた取り組みを行う。	男女共同参画推進課
48	35	男女雇用機会均等法、労働基準法など労働に関する各種法律について、各種広報媒体の利用や講座開催により事業主や労働者への周知啓発と情報提供に努めます。	女性に関わる労働慣例の法令、ハラスメント関連の法改正について、チラシを作成し、市内事業所向けに周知を図る。	①ハラスメント関連のチラシを商工会議所、商工会と連携し事業者へ周知を図る。 ②高齢介護課と連携し、介護事業所へハラスメント関連の法令について周知を図る。	①市内事業所へ周知 ②介護事業所への周知回数	①1回 ②1回	①1回 ②0回	①1回 ②1回	A:100%達成できている	特になし	ハラスメント関連のチラシ等を用い、市内事業所等への周知に努める。	男女共同参画推進課
49	35	男女雇用機会均等法、労働基準法など労働に関する各種法律について、各種広報媒体の利用や講座開催により事業主や労働者への周知啓発と情報提供に努めます。	市内事業所向けに周知を図り、労働における労働法をはじめ各種法律について認識してもらう。	福岡県主催の労働法や労働問題に関する基本的な事柄についての「労働教育講座」を共催のもと1回実施した。労働教育講座において、市報及びHP等で周知啓発、情報提供を実施した。	周知（市報・HP含むSNS・チラシの配架）	市報、HP（SNS）及びチラシ配架	市報、HP（SNS）及びチラシ配架	市報、HP掲載及びチラシ配架	A:100%達成できている	特になし	引続き市報等で情報発信を行うとともに、市内事業者が労働講座等に参加しやすいよう、会場（市役所多目的ホール等）を提供する。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ
50	36	職場における固定的な性別役割分担意識の解消、男女平等を推進するため、あらゆる機会や手段を活用して啓発に努めます。	イクボス推進事業を通じて、男女ともに働きやすい職場づくりの啓発からはじめて、女性活躍を推進し、職場における男女平等を推進していく。	①イクボス研修を開催し、男女ともに働きやすい職場づくりを啓発する。 ②新規イクボス宣言事業所を募り、働きやすい職場づくりを始める事業所を増やす。	①イクボス研修の開催 ②新規イクボス宣言事業所数	①1回 ②16社	①2回 ②24社	①1回 ②7社	A:100%達成できている	特になし	女性人材バンクについて、市職員をはじめ市民の皆様に認知していただけるよう積極的な周知を行い、登録者数増加に向けた取り組みを行う。	男女共同参画推進課

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	進捗評価	R6年度に新たに実施した取組	今後の取組	課名
51	36	職場における固定的な性別役割分担意識の解消、男女平等を推進するために、あらゆる機会や手段を活用して啓発に努めます。	固定的性別役割分担意識を解消し、職場における男女平等を一層推進する。	育児・介護休業法改正により産後バ育休が創設されるなど、男女平等の推進を周知するため、HPを作成した。	周知（市報・HP含むSNS・チラシの配架）	HP作成	H P 作成	H P 掲載	B:80%程度達成できている	特になし	育児・介護休業法が改正され、令和7年4月1日より段階的に施行されるため、動向に注視し、情報発信を行う。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ
52	36	職場における固定的な性別役割分担意識の解消、男女平等を推進するために、あらゆる機会や手段を活用して啓発に努めます。	女性の活躍に関する農業者全体の理解を促進する。	女性を中心とした研修会や交流会を令和6年度は6回実施し、女性部会の会報誌を作成し、女性農業者の活動を男性農業者に周知した。	女性を中心とした研修会や交流会の開催数、女性の合計参加人数	1回 5名	5回 33名	6回 34名	A:100%達成できている	飯塚市認定農業者協議会女性部会でマルシェに出店するために、講師を招きマルシェについての研修会を実施した。	飯塚市認定農業者協議会女性部会の会員を増やすために、今後も女性を中心とした研修会や交流会を開催し、女性部の活動を会報誌等で周知していく。	農林振興課
53	36	職場における固定的な性別役割分担意識の解消、男女平等を推進するために、あらゆる機会や手段を活用して啓発に努めます。	人事課において実施する研修派遣（福岡県市町村職員研修所、福岡県建設技術情報センター、市町村職員中央研修所、自治大学校、全国市町村国際文化研修所）や本市職員研修所で実施する各種研修（行政経営研修、人事評価研修、メンタルヘルス研修）への参加推進を性別にとらわれることなく実施し、職場において男女が対等なメンバーであるとの意識醸成を図る。	人事課において実施する研修派遣（福岡県市町村職員研修所、福岡県建設技術情報センター、市町村職員中央研修所、自治大学校、全国市町村国際文化研修所）や本市職員研修所で実施する各種研修（行政経営研修、人事評価研修、メンタルヘルス研修）への参加推進を性別にとらわれることなく実施し、職場において男女が対等なメンバーであるとの意識醸成を図った。	外部研修派遣者数	対象者143名 （男性91名・女性52名）	対象者215名 （男性120名・女性95名）	対象者217名 （男性142名・女性75名）	A:100%達成できている	これまで男性職員しか実績のない東京都（一般社団法人地域活性化センター）への長期派遣研修の派遣候補者として女性職員を派遣した。	引き続き可能な限り研修への派遣を行う。その際は性別役割分担意識の解消、男女平等意識の醸成を目指した啓発を継続する。	人事課
54	37	職場における労働条件や労働環境などに関する労働相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携を強化し、相談機能の充実に努めます。	関係機関と連携し、労働相談が無料で実施されており、数回ではあるが、平日だけでなく日曜も実施されていることを市内事業所へ知らせる。	労働に関する相談窓口として「解雇・雇止め集中相談会」、「日曜労働相談会」等の共催をすることにより連携し市報等にて、またその他県営労働者支援事務所等からくる労働相談においては、チラシ配架により周知に努めた。事業者には働きやすい職場環境整備に向けた相談等の個別相談会においてもHPで周知した。	周知（市報・HP含むSNS・チラシの配架）	市報、HP（SNS）及びチラシ配架	市報、HP（SNS）及びチラシ配架	市報、HP掲載及びチラシ配架	A:100%達成できている	特になし	引き続き、福岡県等と連携し、就業者等が働きやすい環境になるよう情報の提供に努める。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	進捗評価	R6年度に新たに実施した取組	今後の取組	課名
55	37	職場における労働条件や労働環境などに関する労働相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携を強化し、相談機能の充実に努めます。	県筑豊労働者支援事務所と連携し、男女共同参画推進センター「サンクス」にて職場の悩み相談、就労相談を実施する。	男女共同参画推進センター「サンクス」にて職場の悩み相談、就労相談を実施し、周知する。	①相談実施月 ②市報掲載回数	① 12回 ② 12回	① 12回 ② 12回	① 12回 ② 12回	A:100%達成できている	特になし	今後も関係機関と連携し、事業周知を図りながら継続実施する。	男女共同参画推進課
56	37	職場における労働条件や労働環境などに関する労働相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携を強化し、相談機能の充実に努めます。	労働安全衛生法第66条に基づき、産業医を設置し、産業医・保健師による健康相談等を行い、職員の健康の保持増進を図る。	産業医による健康相談の実施、保健師による健康相談の実施	①相談者数（産業医） ②相談者数（保健師）	①産業医47人、 ②保健師274人	①産業医30人、 ②保健師334人	①産業医22人、 ②保健師333人	A:100%達成できている	毎月複数回、職員が相談しやすいように案内を行い、共済組合のこころの相談窓口の周知も実施した。	引き続き、職場における労働環境などに関する相談窓口の周知を図る。	人事課
57	38	セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント防止のために事業主が配慮すべき事項について周知するとともに、各種ハラスメント防止に向けた広報・啓発に努めます。	ハラスメント関連の法令につき、市内事業所へチラシ、HP等で周知を図る。	市内事業所に、チラシ、動画を通じて、ハラスメント関連の法改正の周知を図る。	市内事業所周知回数	2回	1回	2回	A:100%達成できている	特になし	各種ハラスメント防止についてチラシやHP等様々な手段を活用し市内事業所等への周知を図る。	男女共同参画推進課
58	38	セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント防止のために事業主が配慮すべき事項について周知するとともに、各種ハラスメント防止に向けた広報・啓発に努めます。	職場のハラスメント問題において、労働者・雇用主両方が相談できる相談会を実施していることを知らせる。	「ちくほう労働者支援だより」を配架することで、県ママと女性の就業支援センター等の周知をはかるとともに、その防止策や相談窓口の周知も出来た。また、「職場のハラスメント集中相談会」において市報等での周知に努めた。	周知（市報・HP含むSNS・チラシの配架）	市報、HP（SNS）及びチラシ配架	市報、HP（SNS）及びチラシ配架	市報、HP掲載及びチラシ配架	A:100%達成できている	特になし	引き続き、福岡県等と連携し相談会の情報を提供し、各種ハラスメント防止及びその解決につながるよう広報・啓発に努める。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	進捗評価	R6年度に新たに実施した取組	今後の取組	課名
59	38	セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント防止のために事業主が配慮すべき事項について周知するとともに、各種ハラスメント防止に向けた広報・啓発に努めます。	女性に対するハラスメント防止の内容を含めた研修を実施し、防止に向けた啓発を行う。	全職員を対象とした研修において、女性に対するハラスメント防止を目指す内容を含めた研修を実施するとともに、女性の人権問題に関する設問を含む「人権に関する問題集」の理解度確認小テストを実施し、女性に対する人権意識向上を図った。	研修受講者数	817名	825名	844名	A:100%達成できている	全職員研修において、アンコンシャスバイアスについて（無意識の偏見）を含む内容の研修を実施した。	今年度においても、女性に対するハラスメント防止を目指す内容を含めた研修を実施し、防止に向けた啓発に努める。	人事課
60	39	飯塚公共職業安定所や飯塚商工会議所、飯塚市商工会などとの連携を強化し、昇進や賃金、職種など職場での男女格差是正に向けた啓発を図ります。	各団体と連携の上、市報や事業を通じて、男女ともに働きやすい職場づくりの啓発からはじめて、女性活躍を推進し、職場における男女格差是正を推進していく。	市民や事業所に対し、市報や事業を通じて、女性の活躍事例等を周知していくことから始め、男女格差是正をめざしていく。	①市報掲載回数 ②関連事業実施数	①6回 ②1回	①6回 ②1回	①0回 ②3回	B:80%程度達成できている	令和6年度は市民向けのイクボス研修の他、福岡県共催事業として福岡キャリア・カフェを開催した。	令和7年度も、福岡県共催事業として「福岡キャリア・カフェ」を年度内に2回開催予定としている。	男女共同参画推進課
61	39	飯塚公共職業安定所や飯塚商工会議所、飯塚市商工会などとの連携を強化し、昇進や賃金、職種など職場での男女格差是正に向けた啓発を図ります。	飯塚公共職業安定所等の関係機関との連携を強化し、職場での男女格差是正に向けた啓発を市内事業所向けに実施する。	女性活躍推進法に関する制度改正より、「男女の賃金の差異」の公表が義務化されたため、HPを作成し、周知をはかった。	周知（市報・HP含むSNS・チラシの配架）	HP作成	HP作成	HP掲載	B:80%程度達成できている	特になし	女性の活躍の必要性等を発信している、「福岡県女性の活躍推進ポータルサイト」における情報を発信し、男女格差是正に向け啓発を図る。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ
62	40	女性だけでなく、男性も積極的に育児・介護休業を取得するように、情報紙や各種講座などにおいて情報提供に努めます。	男性の育児、介護休業取得を推進するため、各種制度について市内事業所に周知を図る。	育児・介護休業法改正により産後パパ育休が創設されるなど、男女平等の推進を周知するためHPを作成し、育児休業給付制度について周知をした。	周知（市報・HP含むSNS・チラシの配架）	HP作成	HP作成	HP掲載	B:80%程度達成できている	特になし	育児・介護休業法が改正され、令和7年4月1日より段階的に施行されるため動向に注視し、情報発信を行う。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	進捗評価	R6年度に新たに実施した取組	今後の取組	課名
63	40	女性だけでなく、男性も積極的に育児・介護休業を取得するように、情報紙や各種講座などにおいて情報提供に努めます。	男性の家事、育児参画が進むよう、主催する事業や講座の中で啓発を行う。	男性の家事、育児参画が進むよう、主催する事業や講座の中で啓発を行う。	①事業での啓発回数 ②講座での啓発回数 ③家事、育児シェアシートの配布	① 1回 ② 0回	① 1回 ② 0回 ③ 随時	①② 18回 ③ 随時	A:100%達成できている	出前講座において固定的性別役割分担意識をなくしていく旨の説明を行った。	今後も様々な機会を探して啓発活動を行う。	男女共同参画推進課
64	40	女性だけでなく、男性も積極的に育児・介護休業を取得するように、情報紙や各種講座などにおいて情報提供に努めます。	職員に、育児参加休暇、配偶者出産休暇、育児休業の制度、介護休業についての周知を図り、取得を推進する。	所属長及び職員への制度の周知をグループウェアの掲示板への掲示等により図るとともに、個別の職員からの相談の際は各制度の提示案内を行った。また、ワークライフバランスの小冊子などを掲示板に掲示し、周知を行い、取得を推進した。	①所属長・職員への周知回数 ②職員への個別の提示案内件数 ③小冊子の掲示による制度周知	①1回 ②13件 ③1回 (4年度) ・育児参加休暇取得:男性6名、配偶者出産休暇取得:男性19名。男性の育児休業取得者2名 ・介護休暇取得:0名、短期介護休暇取得:3名(男性1名、女性2名) ・育児短時間勤務取得:0名、部分休業取得:6名(全員女性)	①1回 ②17件 ③1回 (5年度) ・育児参加休暇取得:男性16名、配偶者出産休暇取得:男性17名。男性の育児休業取得者11名 ・介護休暇取得:1名、短期介護休暇取得:5名(男性0名、女性5名) ・育児短時間勤務取得:0名、部分休業取得:8名(全員女性。うち2名会計年度任用職員)	①1回 ②14件 ③1回 ・育児参加休暇取得:男性14名、配偶者出産休暇取得:男性12名。男性の育児休業取得者8名 ・介護休暇取得:0名、短期介護休暇取得:3名(男性0名、女性3名) ・育児短時間勤務取得:0名、部分休業取得:13名(男性2名、女性11名。うち1名任期付職員)	B:80%程度達成できている	新規採用職員研修において、男性職員についても育児参加休暇、配偶者出産休暇、育児休業の制度周知を図り、取得促進に向けた取組みを実施した。	引き続き、ワーク・ライフ・バランスの両立を支援するための各種制度の周知や職員からの相談時に各種制度の提示及び案内を積極的に行う。また、マネジメントフローを活用し、早期での情報共有を促進し、取得率向上に向けた取り組みを行う。	人事課
65	41	就労・再就職・起業・非正規雇用から正規雇用への転換など、女性のチャレンジを支援するための相談や関係機関等の情報収集と提供に努めます。	就労・再就職・企業・非正規雇用から正規雇用への転換など、女性のチャレンジを支援するための相談や関係機関等の情報を収集し、市民への周知を図ります。	非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成する厚生労働省の「キャリアアップ助成金」を市報等で周知した。	周知(市報・HP含むSNS・チラシの配架)	市報、HP及びチラシ配架	H P及びチラシの配架	HP作成	B:80%程度達成できている	特になし	既存情報を更新しつつ、起業については、令和6年9月開設の「Bloom福岡」における情報を提供する。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ
66	41	就労・再就職・起業・非正規雇用から正規雇用への転換など、女性のチャレンジを支援するための相談や関係機関等の情報収集と提供に努めます。	定期的な相談を実施する。	①県筑豊労働者支援事務所と連携した就業支援相談・職場の悩み相談の実施 ②国、県の啓発パンフレット、ポスター等での情報提供	①実施回数 ②実施箇所	① 24回 ② 1箇所	① 24回 ② 1箇所	① 24回 ② 2箇所	A:100%達成できている	特になし	今後も関係機関と連携し、事業周知を図りながら継続して実施する。	男女共同参画推進課

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	進捗評価	R6年度に新たに実施した取組	今後の取組	課名
67	42	女性の就業意識の向上やキャリア形成など、就労、再就職を支援する学習機会の提供や資格・技術の習得のための情報提供に努めます。	県主催の女性のビジネス力向上に資する事業などを、市民向けに周知し、市内女性のチャレンジを支援する。	県主催の女性のビジネス力向上のための研修につき、チラシの配架、イクボス推進事業所へのメール配信等を通じて、周知を図る。	①チラシ配架回数 ②メール配信回数	①1回 ②1回	①2回 ①1回	①5回 ①1回	B:80%程度達成できている	福岡県との共催事業として「福岡キャリア・カフェ」を2回開催し、チラシやHPにより市民へ広く周知した。	令和7年度も、福岡県共催事業として「福岡キャリア・カフェ」を年度内に2回開催予定としている。	男女共同参画推進課
68	42	女性の就業意識の向上やキャリア形成など、就労、再就職を支援する学習機会の提供や資格・技術の習得のための情報提供に努めます。	福岡県等の子育て女性に特化した就労支援情報やその他の就労機関情報を提供。	県ママと女性の就労支援センターをHPで紹介し、また、女性の就労支援事務所等のチラシの配架により再就職への機会を提供した。 資格・技術取得等においてはチラシの配架及びHP掲載により情報提供を実施した。	周知（市報・HP含むSNS・チラシの配架）	HP及びチラシ配架	H P 作成	H P 掲載	B:80%程度達成できている	特になし	引き続き「福岡県女性の活躍推進ポータルサイト」にある情報を当市HPにも掲載し、情報提供に努める。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ
69	43	関係機関・団体が行う女性の経営能力向上に関する学習、交流の場の開催について、情報提供を行います。	女性を含めた経営者全体の経営能力を向上させるには、専門家からの助言も必要であるため、関係機関、団体が行う専門家派遣に関する情報やその他経営力向上に関する情報提供を実施する。	令和4年度より福岡県の「女性向け創業相談会」が女性に特化したものではなく（引続きHP等の作成は実施している）、経営セミナーも市報等掲載し周知はしたがこれも女性に特化したものではないため、女性経営者だけに対しては実施していない。専門家派遣においてHPを作成しチラシの配架も実施した。	周知（市報・HP含むSNS・チラシの配架）	HP及びチラシ配架	H P 作成	市報及びHP掲載	A:100%達成できている	特になし	引き続き「福岡キャリア・カフェ」を始め、労働セミナーの掲載等情報提供に努める。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ
70	44	女性が活躍しやすい職場づくりのモデルとなるよう、派遣研修などを活用した人材育成に取り組み、市女性職員の管理職登用のための推進に努めます。	派遣研修を活用した女性リーダーの育成に取り組み。また、女性職員の管理職登用について配慮する。	全国市町村国際文化研修所において実施された「女性リーダーのためのマネジメント研修」に女性職員（係長級）を1名派遣し、女性管理職候補の育成を図った。また、女性職員の管理職登用について配慮した。	①研修派遣者数 ②女性昇任者数（保育所を除く）	①研修派遣者数1名 ②女性昇任者数（保育所を除く） 部長級1名、部次長級1名、課長級1名、課長補佐級3名、係長級5名	①研修派遣者数（保育所を除く） 部長級1名、部次長級1名、課長級1名、課長補佐級6名、係長級6名	①研修派遣者数1名 ②女性昇任者数（保育所を除く） 部長級1名、課長級1名、課長補佐級4名	B:80%程度達成できている	これまで男性職員しか実績のない東京都（一般社団法人地域活性化センター）への長期派遣研修の派遣候補者として女性職員を派遣した。	今年度も引き続き、派遣研修を活用した女性リーダーの育成に取り組み、女性職員の管理職登用について配慮する。	人事課

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	進捗評価	R6年度に新たに実施した取組	今後の取組	課名
71	45	女性教職員の管理職等任用試験への積極的な受験奨励に努めます。	現管理職より、女性教職員に対し管理職任用試験を積極的に受験するよう奨励する。	校長会議において、女性教職員の管理職任用試験に対する積極的な受験を奨励する。	①奨励回数 ②女性受験者数および全受験者における女性受験者の割合	①1回 ②15名、30.0%	①1回 ②15名、34.1%	①1回 ②15名、33.3%	A:100%達成できている	特になし	校長会議での女性教職員への受験奨励により、令和6年度在籍状況は、校長7/29名（24.1%、副校長含む）、教頭12/27名（44.4%）である。福岡県の成果目標（教頭以上20%）は達成しているが、次年度も引き続き積極的に管理職等任用試験の受験を奨励する。	学校教育課
72	46	関係機関が実施する起業家セミナーや異業種交流会等の情報提供を行うとともに、関係機関と連携して女性の起業を支援します。	起業に関する知識・ノウハウの習得機会を創出し、女性の起業促進を図る。	飯塚市創業支援等事業計画に基づく創業セミナーを2つの関係機関において開催し、女性の起業支援を実施。 創業セミナー参加者 R3 32人（うち女性13人） R4 43人（うち女性21人） R5 51人（うち女性19人） R6 27人（うち女性13人）	創業セミナー女性参加者数	21人	19人	13人	B:80%程度達成できている	特になし	引き続き、起業に関する知識・ノウハウの習得機会を創出し、女性の起業促進を図る。	産学振興課
73	47	新規就農者支援制度や女性農業者支援制度の周知と活用を促し、新規就農者の拡充と併せて、女性新規就農者の拡大を図ります。	農業の発展、地域経済の活性化のため、生活者の視点や多彩な能力を持つ女性農業者の活躍を推進する。	女性農業者の活躍促進事業（農業用機械、施設設備導入を支援する事業）について、電話や窓口での相談時に周知を行い、令和6年度は1名新規の事業の実施した。 認定農業者85人中 女性10人（3月末現在） 新規就農者21人中 女性4人（3月末現在） 計：106人中 女性14人	女性の就農率	107人中13人 女性の就農率（12.1%）	107人中14人 女性の就農率（13.1%）	106人中14人 女性の就農率（13.2%）	D:50%程度しか達成できていない	特になし	女性が農業分野へ進出できるよう、女性農業者を対象とした支援制度の周知を図り、女性新規就農者の拡大を図っていく。	農林振興課
74	48	家族経営や小規模事業所に従事する女性の労働実態の把握に努め、就労環境改善に向けた啓発を行います。	女性の労働実態の把握については、商工会議所等が事業所情報の現状を把握しているため、商工会議所等との意見交換を実施し、情報収集及び情報提供を実施。	商工会・商工会議所との会議、商店街との会議に積極的に参加し、市内小規模事業所に従事する女性の労働実態の把握に努め、女性参画の提案等も行った。	周知・啓発	会議に出席し意見交換・女性参画提案実施	会議に出席し意見交換を実施	会議に出席し意見交換を実施	B:80%程度達成できている	特になし	育児中の柔軟な働き方支援事業について掲載し、情報提供に努める。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	進捗評価	R6年度に新たに実施した取組	今後の取組	課名
75	48	家族経営や小規模事業所に従事する女性の労働実態の把握に努め、就労環境改善に向けた啓発を行います。	女性農業者が働きやすい環境の整備を進める。	普及指導センター（担い手協）が開催した女性農業者現地視察会（1回）に参加し、女性農業者の実態の把握に努め、積極的に家族経営協定等の制度の紹介を行った。	研修参加者数	2人	2人	2人	D:50%程度しか達成できていない	特になし	家族経営に該当する場合は、協定締結の指導や助言を行い、生産組合長会議等で、制度の周知を行っている。	農林振興課
76	49	家族間の役割分担や就業条件を明確にした家族経営協定締結の啓発と普及に努め、農業分野における女性の就労環境の改善を図ります。	女性農業者が働きやすく、意欲とやりがいをもって農業経営に参画できるよう、環境の整備を進める。	経営改善計画の労働力欄に女性家族の記載がある今年度更新認定農業者5者に対して共同申請や家族協定について啓発と普及に努めた。家族経営協定30件中 女性が参加している家族経営協定数24件(3月末現在)	女性参加の家族経営協定率(女性が方針決定に参画している家族経営協定数/家族経営協定数)（直近3か年の平均値を目標値とする） （※R3：80%）	30件中 24件 女性参加の家族経営協定率（80%） 新規協定者は0	30件中 24件 女性参加の家族経営協定率（80%） 新規協定者は0	30件中 24件 女性参加の家族経営協定率（80%） 新規協定者は0	A:100%達成できている	特になし	家族協定締結の際は就業条件等の内容を明確にし、女性が農業分野に参入できるよう支援を行っていく。	農林振興課
77	50	長時間労働の削減や仕事中心のライフスタイルの見直しに向けた啓発に努めます。	イクボス推進事業を通じて、男女ともに働きやすい職場づくりの啓発を進め、長時間労働の削減、ワーク・ライフ・バランスの充実の大切さを啓発していく。	市内事業所向けにイクボス宣言事業所を募り、働き方改革の考え方を伝え、市内事業所の意識改革を図る。市役所の課長職以上の職員全員にイクボス宣言をさせて、市内の働き方改革の一助とする。	新規宣言事業所数	16社	24社	7社	B:80%程度達成できている	「こどもはこのまちの未来だ！宣言」に合わせ、JC（飯塚青年会議所）等と連携し、イクボス推進事業の周知を行った。	市内のイクボス宣言事業所数を増やせるようイクボス推進事業の周知に努める。また、新たに市役所の課長職以上となった職員全員にイクボス宣言をさせ、男女ともに働きやすい職場環境づくりを推進する。	男女共同参画推進課
78	51	仕事と家庭の両立を支える環境整備と職場風土づくりのための啓発と情報提供に努めます。	年次有給休暇取得し、ひとり時間を確保することで、両立が可能であることを大体的に周知し認識させる。	国や県の年次休暇取得等のチラシや女性が働きやすい職場づくりのための育児介護の両立支援や女性特有の健康問題の対策の研修会等の配架を実施した。また「仕事と家庭の両立の取組を支援する情報サイト」をHPに掲載。	周知（市報・HP含むSNS・チラシの配架）	HP及びチラシ配架	HP及びチラシ配架	HP掲載及びチラシ配架	A:100%達成できている	特になし	引き続き年次休暇取得や「女仕事と家庭の両立支援」に関する情報提供に努める。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	進捗評価	R6年度に新たに実施した取組	今後の取組	課名
79	52	事業所が時間外労働の削減や育児・介護休業の取得など、ワーク・ライフ・バランスに取り組むメリットについて周知を図ります。	イクボス推進事業を通じて、男女ともに働きやすい職場づくりの啓発を進め、長時間労働の削減、ワーク・ライフ・バランスの充実の大切さを啓発していく。	市内事業所向けにイクボス宣言事業所を募り、働き方改革の考え方を伝え、市内事業所の意識改革を図る。 市役所の課長職以上の職員全員にイクボス宣言をさせて、庁内の働き方改革の一助とする。	①新規宣言事業所数 ②庁内管理職向けイクボス研修実施回数 ③県事業の周知	①16社 ②1回 ③2回	①24社 ②1回 ③2回	①7社 ②1回 ③2回	B:80%程度達成できている	「こどもはこのまちの未来だ！宣言」に合わせ、JC（飯塚青年会議所）等と連携し、イクボス推進事業の周知を行った。	市内のイクボス宣言事業所数を増やせるようイクボス推進事業の周知に努める。また、新たに市役所の課長職以上となった職員全員にイクボス宣言をさせ、男女ともに働きやすい職場環境づくりを推進する。	男女共同参画推進課
80	53	先進的な取組事例についてその内容と効果等について紹介などの広報に努めます。	職場環境の整備やそれによるワーク・ライフ・バランスの充実に関する事例とその成果（効果）を報告することで、取組む意欲をかきたてる。	福岡県事業として、働き方改革に取り組む事業所に対して、魅力ある職場づくりのために実践した取組内容や成果についての「働き方改革実践事例」報告会が実施されたので、その様子を市報やHPの掲載により広報に努めた。	周知（市報・HP含むSNS・チラシの配架）	市報、HP及びチラシ配架	市報、HP及びチラシ配架	チラシ配架	B:80%程度達成できている	特になし	令和6年度は福岡県より働き方改革実践事業実績報告等の情報がなかったため、「福岡県女性の活躍ポータルサイト」にある取り組み事例等の情報発信を行う。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ
81	54	育児・介護休業制度を利用する職員の代替要員の確保など、市職員のワーク・ライフ・バランスの向上を図るための環境づくりを推進するとともに、職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランスの実践ができるよう努めます。	会計年度任用職員登録制度の周知を図り、登録数を増やし、代替職員の候補者確保に努め、育児・介護休業制度の活用を推進を図る。また、ワーク・ライフ・バランスに係る各種理解を深めるよう取り組む。	会計年度任用職員制度について、HP、SNS等を活用し、周知を図る。また、ワーク・ライフ・バランスに係る各種理解を深める小冊子を、掲示板に掲示し周知を図った。	周知回数 ①制度の周知 ②冊子の周知	①1回 ②1回	①1回 ②1回	①1回 ②1回	B:80%程度達成できている	会計年度任用職員の給料額の改定及び期末勤勉手当の支給開始に伴い、しおり等の改訂を実施した。	職員のワーク・ライフ・バランスの向上を図るための環境づくりにおいて、代替職員候補者の常時確保を行い、会計年度任用職員制度の整備・周知を図る。	人事課
82	55	「第2期飯塚市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保護者の就労形態やライフスタイルの多様化に対応するため、公立私立保育やライフスタイルの多様化に対応できるよう、保育サービスの提供体制の充実に努めます。	保護者の就労形態やライフスタイルの多様化に対応するため、公立私立保育所・認定こども園において、一時保育、休日保育、延長保育及び病児保育を実施する。	公立私立保育所・認定こども園のうち一時保育、休日保育、延長保育を一部で実施した。 病児保育も一部で実施し、保育サービスの充実を図った。	実施件数	一時保育14園、休日保育0園(コロナにより受入中止)、延長保育28園 病児保育2か所	一時保育17園、休日保育1園、延長保育28園 病児保育2か所	一時保育16園、休日保育1園、延長保育27園 病児保育2か所	A:100%達成できている	特になし	公立私立保育所・認定こども園において、一時保育、休日保育、延長保育の実施。 病児保育の実施	保育課

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	進捗評価	R6年度に新たに実施した取組	今後の取組	課名
83	56	子どもを持つ親の不安感を解消するため、地域子育て支援センターと街なか子育てひろばを拠点に、子育てに関する相談、子育て情報の収集と提供、育児講座を実施するとともに、仲間づくりや情報交換の場である育児サークル等の育成・指導の充実、交流を図ります。								進捗管理は7年度分のみ		こども家庭課
84	57	市報、市のホームページや子育てガイドブック等により、子育てに関する様々な情報提供を行います。								進捗管理は7年度分のみ		こども家庭課
85	58	介護保険制度や介護休業制度についての周知や仕事と介護の両立に関する情報提供を行い、男女がともに介護を担うための啓発に努めます。	介護保険に関する講座を開催する。	介護保険に関する講座の開催	実施回数	0回	0回	0回	E:全く達成できていない	特になし	過去の実績では、参加者確保が難しい状況にあるため実施を躊躇してしまった。今後は、他の講座開催の際に仕事と介護の両立に関する時間を取る等の検討を行っていきたい。	男女共同参画推進課
86	58	介護保険制度や介護休業制度についての周知や仕事と介護の両立に関する情報提供を行い、男女がともに介護を担うための啓発に努めます。	①高齢者支援課窓口、及び地域包括支援センターによる相談業務の実施。	①介護に悩む養護者及びその家族に対して、各種サービスに係る情報提供や関係機関に繋ぐことで、介護負担の軽減を図る。	①介護・福祉サービスに係る相談対応件数	①3,991件	①4,037件	①3,815件	B:80%程度達成できている	特になし	市と委託包括(11か所)との間で密な情報共有を行うため、隔月での連絡会議を継続して開催していく。	高齢者支援課

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	進捗評価	R6年度に新たに実施した取組	今後の取組	課名
87	58	介護保険制度や介護休業制度についての周知や仕事と介護の両立に関する情報提供を行い、男女がともに介護を担うための啓発に努めます。	介護休暇においては、企業経営者に認識してもらわなければ、取得は困難になるため、企業経営者に認識させる。	育児・介護休業法改正と企業における実務対応のための「労働経営セミナー」を福岡県と共催し、市報及びHP等掲載することにより企業経営者あてに周知・啓発を実施した。	周知（市報・HP含むSNS・チラシの配架）	市報、HP（SNS）及びチラシ配架	市報、HP（SNS）及びチラシ配架	市報、HP掲載及びチラシ配架	A:100%達成できている	特になし	引き続き介護休暇情報における事例や制度について情報発信を行う。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ
88	59	「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、介護サービス基盤の整備・充実を図るとともに、地域包括支援センターの機能充実を図ります。								<u>進捗管理は7年度分のみ</u>		高齢者支援課
89	59	「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、介護サービス基盤の整備・充実を図るとともに、地域包括支援センターの機能充実を図ります。								<u>進捗管理は7年度分のみ</u>		介護保険課
90	60	認知症高齢者やその家族が安心して生活を送ることができるように、認知症に対する理解を深めるための普及・啓発に努めます。								<u>進捗管理は7年度分のみ</u>		高齢者支援課

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	進捗評価	R6年度に新たに実施した取組	今後の取組	課名
91	61	介護に関する総合的な相談体制を充実させ、相談窓口の周知に努めます。								<u>進捗管理は7年度分のみ</u>		高齢者支援課
92	61	介護に関する総合的な相談体制を充実させ、相談窓口の周知に努めます。								<u>進捗管理は7年度分のみ</u>		介護保険課
93	62	家族介護者に対する介護教室やリフレッシュ事業、相談事業等、家族介護者の負担の軽減と健康管理の支援に努めます。								<u>進捗管理は7年度分のみ</u>		高齢者支援課
94	63	男女が協力して子育てが行えるように両親学級を実施します。	出産準備として、妊婦を取り巻く家族（主に父親）が子育てに協力出来る場を設け、育児不安を軽減する両親学級を開催することで、男女が協力して子育てを行える環境を整える。	両親学級の内容はDVD「はじめての赤ちゃんのこと」、妊婦体験、沐浴の実習。 両親学級開催回数：年6回開催。 母子手帳交付時に、開催日程を周知している。	男性の家事、育児、介護等への参画につながる取組	参加者数：50組100人。	参加者数：80組160人。	参加者数：90組175人。	A:100%達成できている	R5年度は委託しての実施だったが、R6年度は市直営に戻し実施した。5月～毎月1回、上限10組で実施。内容は、助産師の講話、沐浴体験、助産師とのテーブルトーク、妊婦体験を行った。また、子育て支援センターと協力し、洋服やスタイなどのおゆずり会を教室内で行った。	教室の流れは大きく変更せず、より参加しやすいように、日曜開催の日程を増やすようにしている。テキストをチラシに変更し、内容も参加者の満足度が高まるように工夫した。今後も実施しながら評価を行い、より良い教室になるよう見直していく予定である。	こども家庭課

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	進捗評価	R6年度に新たに実施した取組	今後の取組	課名
95	64	各種講座やセミナー、研修会等の学習機会、市報や市ホームページなど、多様な機会や手段を活用して、継続的に、家庭での男女共同参画推進に向けた啓発を行います。	あらゆる媒体・機会を活用し、幅広く広報・啓発活動を行う。	①市報掲載 ②市ホームページ掲載(更新) ③情報誌サンクス発行 ④男女共同参画推進センター主催講座開催 ⑤出前講座開催	各実施件数	① 21件 ② 19件 ③ 1件 ④ 4件 ⑤ 0件	① 18件 ② 28件 ③ 1件 ④ 2件 ⑤ 13件	① 1件 ② 2件 ③ 1件 ④ 9件 ⑤ 17件	A:100%達成できている	特になし ※右欄R4・R5の①②について、取組内容からして本来対象とすべきでない件数(相談事業)が含まれており、R4・R5の件数と比較して大幅に数値が変動しています。	今後も様々な機会や手段を活用して啓発を行う。	男女共同参画推進課
96	65	育児・介護サービスの周知に努め、公的サービスの利用を促すことにより、固定的な性別役割分担の見直しを図ります。	固定的な性別役割分担の見直しを図るよう、子育てガイドブックにおいて、育児サービスの周知を図り、男性の育休体験や出産から産後における男性の育児参加を促進するコーナーを掲載した。	今後も、男性の育児参加を促進する内容のコーナーを設けることで、固定的な性別役割分担の見直しにつながるように努めたい。	子育てガイドブック 5000部発行	子育てガイドブック 5000部発行	子育てガイドブック 5000部発行	子育てガイドブック 5000部発行	A:100%達成できている	特になし	内容の見直しを行い、今後も継続的な発行を目指している。	こども家庭課
97	65	育児・介護サービスの周知に努め、公的サービスの利用を促すことにより、固定的な性別役割分担の見直しを図ります。	第一号被保険者への介護サービスに係る情報提供の実施	65歳到達を迎える第一号被保険者へ介護保険証を発送する際に、パンフレットの同封を行った。	送付件数	1,515件	1,620件	1,545件	A:100%達成できている	特になし	今後も継続して介護サービスに係る情報提供を行う。	介護保険課
98	65	育児・介護サービスの周知に努め、公的サービスの利用を促すことにより、固定的な性別役割分担の見直しを図ります。	市報への地域包括支援センターだよりの掲載	高齢者の身近な相談窓口である、地域包括支援センターについて、地域包括支援センターだよりにして、広報いづかへ掲載し周知を行う。	掲載回数	4回	4回	4回	B:80%程度達成できている	特になし	引き続き相談窓口の周知を行うとともに、認知症や成年後見制度等に関する情報の提供を行う。	高齢者支援課
99	66	男性の家庭生活や育児・介護への参画を促進するため、男性も参加しやすい料理教室などの生活講座や育児講座、介護講座などを開催し、男性の家庭生活力アップによる自立を促進します。	男性の家庭生活力アップを目的とした講座を開催する。	男性の家庭生活力アップを目的とした講座の開催	実施回数	0件	0件	1件	A:100%達成できている	男性の家事参画の取組のひとつとして包丁研ぎ講座を開催した。	参加者増につながるような講座の企画及び参加しやすい環境を整え、今後も継続実施する。	男女共同参画推進課

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	進捗評価	R6年度に新たに実施した取組	今後の取組	課名
100	66	男性の家庭生活や育児・介護への参画を促進するため、男性も参加しやすい料理教室などの生活講座や育児講座、介護講座などを開催し、男性の過程生活力アップによる自立を促進します。	男性も参加しやすく、趣味や関心を広げられるような、男性の生活力向上につながる講座を開催する。	交流センター及び中央公民館において、趣味や関心を広げ参加者同士の交流の場になることを目的とした、男性も参加しやすい講座を実施する。	実施回数	11回	14回	13回	B:80%程度達成できている	交流センター及び中央公民館において、趣味や関心を広げ参加者同士の交流の場になることを目的に、男性も参加しやすい料理教室や糸掛け曼荼羅講座等を実施した。	受講してもらうにはどうしたらいいのかを課題としながら、今後も男性が参加しやすく、興味を持たれる講座の企画をする。	生涯学習課
101	66	男性の家庭生活や育児・介護への参画を促進するため、男性も参加しやすい料理教室などの生活講座や育児講座、介護講座などを開催し、男性の家庭生活力アップによる自立を促進します。	【取組No.63(再掲)】出産準備として、妊婦を取り巻く家族（主に父親）が子育てに協力出来る場を設け、育児不安を軽減する教室。 内容はDVD「はじめての赤ちゃんのこと」、妊婦体験、沐浴の実習。 両親学級開催回数：6回実施	年6回開催。 母子手帳交付時に、開催日程を周知している。	男性の家事、育児、介護等への参画につながる取組	参加者数：50組100人。	参加者数：80組160人。	参加者数：90組175人。	A:100%達成できている	R5年度は委託しての実施だったが、R6年度は市直営に戻し実施した。5月～毎月1回、上限10組で実施。内容は、助産師の講話、沐浴体験、助産師とのテーブルトーク、妊婦体験を行った。また、子育て支援センターと協力し、洋服やスタイなどのおゆずり会を教室内で行った。	教室の流れは大きく変更せず、より参加しやすいように、日曜開催の日程を増やすようにしている。テキストをチラシに変更し、内容も参加者の満足度が高まるように工夫した。今後も実施しながら評価を行い、より良い教室になるよう見直していく予定である。	こども家庭課
102	67	孤立しがちな高齢期の男性などに対する日常生活の自立に向けた支援に努めます。	①福祉電話設置事業の実施 ②食の自立支援事業の実施	①通信手段がない、高齢者等に対して、福祉電話を貸与することで、孤独感を和らげるとともに、コミュニケーションの増大及び緊急連絡手段の確保を図る。 ②食の調達が困難な、高齢者等に対し、栄養のバランスの取れた夕食を配達することにより高齢者の栄養改善を図るとともに、配達の際に安否確認を行うことで高齢者の在宅生活における自立支援及び孤立の防止に努める。	①福祉電話貸与者数(男女計) ②配食利用者数(男女計)	①24人 ②503人	①20人 ②438人	①22人 ②499人	B:80%程度達成できている	特になし	本事業が必要な高齢者等に適切にサービスが届けられるよう、周知を行う。	高齢者支援課
103	68	「第2次飯塚まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき「妊娠、出産、子育ての一貫した支援と環境の充実」に努め、子育て世代の移住・定住の促進を図ります。								<u>進捗管理は7年度分のみ</u>		企画政策室

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	進捗評価	R6年度に新たに実施した取組	今後の取組	課名
104	69	地域社会での男女の対等な関係づくりと、様々な活動の中で常に男女平等意識が浸透するように継続的な啓発の充実に努めます。	出前講座を実施する。また、各種講座、研修会開催の情報提供を行う。	①自治会長会等での出前講座の実施 ②県など関係機関が実施する各種講座、研修会開催の情報提供 ③家事、育児シェアシートの配布	実施回数	① 0回 ② 12回	① 13回 ② 12回 ③ 随時	① 17回 ② 12回 ③ 随時	A:100%達成できている	特になし	男女共同参画社会実現のための情報提供を行い、各地域、世代にあった内容の発信に努める。	男女共同参画推進課
105	70	様々な地域活動において、男女共同参画の視点が定着するよう、団体のリーダーや会員などへの情報提供や研修などの啓発の充実に努めます。	出前講座を実施する。また、各種講座、研修会開催の情報提供を行う。	①自治会長会等での出前講座の実施 ②県など関係機関が実施する各種講座、研修会開催の情報提供	実施回数	① 0回 ② 12回	① 13回 ② 12回	① 17回 ② 12回	A:100%達成できている	特になし	男女共同参画社会実現のための情報提供を行い、各地域、世代にあった内容の発信に努める。	男女共同参画推進課
106	70	様々な地域活動において、男女共同参画の視点が定着するよう、団体のリーダーや会員などへの情報提供や研修などの啓発の充実に努めます。	様々な地域活動において、男女共同参画の視点が定着するよう、団体のリーダーや会員などへの情報提供や研修の実施	自治会長会の役員改選時などに、女性の参画を促した。男女共同参画の推進の項目が掲載された自治会長ハンドブックを配布することにより、役員への女性参画を促進した。	自治会長に配布するハンドブック数 全会長人数 273人	273部	271部	270部	A:100%達成できている	特になし	継続して自治会長会の役員改選時などに、女性の参画を促していく。地域の自治会に対しても、引き続き自治会長に配布するハンドブックを用いて、役員への女性参画を促進する。	まちづくり推進課
107	71	男性の地域活動や子育て支援、ボランティア活動への参加を促す機会や情報の提供、相談、啓発の充実に努めます。	あらゆる媒体・機会を活用し、幅広く広報・啓発活動を行う。	①市報掲載 ②市ホームページ掲載(更新) ③情報誌サンクス発行 ④男女共同参画推進センター主催講座開催 ⑤出前講座開催	各実施件数	① 21件 ② 19件 ③ 1件 ④ 4件 ⑤ 0件	① 18件 ② 28件 ③ 1件 ④ 2件 ⑤ 13件	① 1件 ② 1件 ③ 1件 ④ 2件 ⑤ 17件	A:100%達成できている	特になし ※右欄R4・R5の①②について、取組内容からして本来対象とすべきでない件数(相談事業)が含まれており、R4・R5の件数と比較して大幅に数値が変動しています。	男性の地域活動や、子育てなどに参画するために必要な情報提供を継続して実施する。	男女共同参画推進課
108	72	地域活動のきっかけとなる講座やイベントを開催し、地域活動への多様な人の自主的な参加・参画の促進を図るとともに、地域コミュニティの再生と活性化を図ります。	あらゆる媒体・機会を活用し、幅広く広報・啓発活動を行う。	①市報掲載 ②市ホームページ掲載(更新) ③情報誌サンクス発行 ④男女共同参画推進センター主催講座開催 ⑤出前講座開催	各実施件数	① 21件 ② 19件 ③ 1件 ④ 4件 ⑤ 0件	① 18件 ② 28件 ③ 1件 ④ 2件 ⑤ 13件	① 1件 ② 1件 ③ 1件 ④ 1件 ⑤ 17件	A:100%達成できている	特になし ※右欄R4・R5の①②について、取組内容からして本来対象とすべきでない件数(相談事業)が含まれており、R4・R5の件数と比較して大幅に数値が変動しています。	より一層の意識啓発につながるような、身近なテーマによる情報発信に努める。また、出前講座も継続して実施する。	男女共同参画推進課

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	進捗評価	R6年度に新たに実施した取組	今後の取組	課名
109	72	地域活動のきっかけとなる講座やイベントを開催し、地域活動への多様な人の自主的な参加・参画の促進を図るとともに、地域コミュニティの再生と活性化を図ります。	誰でも気軽に参加でき、地域活動団体の取組を認識できる交流センターまつりを開催し、地域活動への多様な人の自主的な参加・参画の促進を図る啓発を実施する	各地区まちづくり協議会等が開催する交流センターまつりにおいて地域コミュニティの再生と活性化を図った。まつりの開催日時には多様な人が多く家族連れで参加できるように日曜日の昼間とした。	交流センターまつりの開催 12地区	6地区	12地区	12地区	A:100%達成できている	地区まちづくり協議会の事例発表会に多くの市民を呼び込むための手法として令和5年度より、年に1回、地区まちづくり協議会のオリジナルブースを設置してフェスタと称してイベントを行っている。令和6年度は2回目の実施となる。市民参加者約1,200人	継続して各地区交流センターまつりが開催できるように支援を行い、地域コミュニティの再生と活性化を図る。	まちづくり推進課
110	72	地域活動のきっかけとなる講座やイベントを開催し、地域活動への多様な人の自主的な参加・参画の促進を図るとともに、地域コミュニティの再生と活性化を図ります。	地域活動のきっかけとなる講座やイベント等を実施し、積極的な参加・参画ができる場を提供に努める。	多くの交流センター及び中央公民館において、地域活動のきっかけとなりうる講座・イベント等を開催する。	実施回数	42回	55回	45回	B:80%程度達成できている	交流センター講座において、各地域の郷土愛育成や伝統文化の継承を図るための講座を実施した。	今後も多くの方に参加してもらえようように、講座を企画していく。また、周知方法を工夫し、市民の方に興味・関心が高まるように努める。	生涯学習課
111	73	地域の様々な活動について、性別にかかわらず活動の役割を担うことができるような意識啓発を図ります。	性別にかかわらず様々な役割を担うことができるよう自治会長会やまちづくり協議会の会議等を利用して啓発していく	・自治会や地区まちづくり協議会の会議等を利用した意識啓発活動等事業の実施 ・自治会長会を通じて男女共同講演会のポスターを自治公民館に掲示	自治会や地区まちづくり協議会での意識啓発 12地区	12回	12地区	12地区	A:100%達成できている	2地区のまちづくり協議会主催の指定管理市民説明会開催時に飯塚市協働のまちづくり推進条例の概要版を用いて啓発を実施した	必要に応じて事務局連絡事項としての説明や啓発チラシ等の配布することと啓発を行う。	まちづくり推進課
112	73	地域の様々な活動について、性別にかかわらず活動の役割を担うことができるような意識啓発を図ります。	性別にかかわらず様々な役割を担うことができるよう市民等に啓発していく。	まちづくり推進条例(概要版)を活用し、市民等、地域活動団体、市民活動団体に周知を行う。	周知割合	-	100%	100%	A:100%達成できている	窓口で相談に来られる市民等について、条例(概要版)の説明を行い配付した。	継続して協働のまちづくり推進条例(概要版)の周知を行う。	市民活動支援課

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	進捗評価	R6年度に新たに実施した取組	今後の取組	課名
113	73	地域の様々な活動について、性別にかかわらず活動の役割を担うことができるような意識啓発を図ります。	地域活動に多様な人が参画できる土壌を作るため、アンコンシャスバイアス解消のための出前講座を実施する	出前講座の実施	実施回数	0回	13回	17回	A:100%達成できている	特になし	出前講座等で「アンコンシャス・バイアスへの気づき」の重要性について出前講座等で引き続き訴えていく。	男女共同参画推進課
114	74	地域活動を行う子育て支援団体の活動の場を提供するとともに活動内容を確認し、活動しやすい環境作りに努めます。								<u>進捗管理は7年度分のみ</u>		こども家庭課
115	75	障がい者に関する正しい理解を深めるとともに、障がい者の自立と社会参加を促進するための支援の充実と環境の整備を図ります。								<u>進捗管理は7年度分のみ</u>		社会・障がい者福祉課
116	76	高齢者が気軽に通える教室などを開催し、地域において高齢者が集える場所づくりを促進し、地域住民との交流や地域活動などへの積極的参画を図ります。								<u>進捗管理は7年度分のみ</u>		高齢者支援課

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	進捗評価	R6年度に新たに実施した取組	今後の取組	課名
117	77	高齢者がこれまで培ってきた知識と経験を活用することができるよう、シルバー人材センターの活動など、高齢者の力を生かす機会と場の充実に努めます。								<u>進捗管理は7年度分のみ</u>		高齢者支援課
118	78	地域に暮らす外国人との相互理解を深め、外国人も地域の一員として積極的にまちづくりに参画できる環境整備を促進します。								<u>進捗管理は7年度分のみ</u>		国際政策課
119	79	各種地域活動の活性化を図るため、活動団体のネットワーク化やスキルアップに向けた情報提供を行うとともに活動基盤の強化などの支援を行います。								<u>進捗管理は7年度分のみ</u>		まちづくり推進課
120	79	各種地域活動の活性化を図るため、活動団体のネットワーク化やスキルアップに向けた情報提供を行うとともに活動基盤の強化などの支援を行います。								<u>進捗管理は7年度分のみ</u>		男女共同参画推進課

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	進捗評価	R6年度に新たに実施した取組	今後の取組	課名
121	80	市民、地域活動団体、事業者及び行政の協働による事業の推進を図ります。	男女共同参画を推進するための「サンクスフォーラム」を市民団体への委託事業として実施する。	サンクスフォーラムの実施	実施回数	1回	1回	1回	A:100%達成できている	特になし	企画立案から実施まで市民団体・個人との参画により引き続き実施する。	男女共同参画推進課
122	81	「飯塚市地域防災計画」や各種対応マニュアルの策定等の企画、立案において、女性の参画を促進することで、様々な立場の人のニーズに配慮するよう努めます。	防災会議における女性の参画の促進。	「飯塚市地域防災計画」の一部改正などを諮る防災会議の委員については、委員37名中女性委員が10名となった。	防災会議委員の女性委員数	9人	9人	10人	B:80%程度達成できている	委員の異動に伴う変更依頼の中で、積極的な女性委員の選出依頼を行った。	引き続き、防災会議委員の女性委員の選出を関係機関・団体に依頼し、女性委員の参画を促進する。	防災安全課
123	82	自主防災組織、地域での防災活動への女性の参画を働きかけるとともに、女性消防団員の確保に努めます。	防災活動への女性の参画の促進。	地域防災リーダー研修において、女性枠を設けるとともに、自治会連合会理事会へ出向き積極的な女性受講者の推薦をお願いした。自治会等の防災研修においても女性参画の重要性を説明している。また、女性消防団募集について市のホームページ等に掲載した。	地域防災リーダー研修女性受講者数	15人	13人	11人	B:80%程度達成できている	地域防災リーダー募集の際に、積極的に女性受講者の推薦を依頼した。	引き続き、各自治会での女性受講者の積極的な推薦をお願いするとともに、研修等での意識啓発を行い、女性参画の促進を図る。	防災安全課

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり												
番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	進捗評価	R6年度に新たに実施した取組	今後の取組	課名
124	83	小・中学校において、発達段階に応じた指導を行い、全教育活動の場で自他の生命の大切さ・尊さや男女が互いを認めあうところを養います。	各校において、自他の生命の大切さ・尊さや男女が互いを認め合うところを養うため、道徳教育や保健・体育等の授業の中で計画的に発達段階に応じた指導を実施する。	男女共同参画の視点に立って、道徳科や保健・体育等の授業における学習指導を実施・充実する。	授業実施校数	29校	29校	29校	A:100%達成できている	特になし	今後も全教職員に対して、男女共同参画の視点に立った教育や学習を充実させ、自他の生命を大切に、互いに尊重できる教育を発達段階に応じ行うよう周知していく。	学校教育課
125	84	市の刊行物や各課において作成・配布される印刷物などに、女性の性差別の助長につながるような表現がないか留意するとともに、研修などによる職員の意識啓発を進めます。	市の刊行物に不適切な表現がなされないよう、各課に配置した男女共同参画推進委員に、各課で作成した刊行物のチェックを指導する。	①男女共同参画推進員による、刊行物のチェックの実施 ②推進員のチェックの結果、判断に迷うものにつき、男女共同参画推進員が助言を行う。	①推進員のチェック ②男女課による推進員への研修	①随時 ②随時（動画として掲載）	①随時 ②随時（動画として掲載）	①随時 ②随時（動画として掲載）	A:100%達成できている	特になし	市の刊行物の表現について各課の男女共同参画推進員によるチェックを継続するとともに、小中学校での周知文書作成の際に活用していただけるよう「男女共同参画の視点からの表現のガイドライン」等の周知を行う。	男女共同参画推進課
126	84	市の刊行物や各課において作成・配布される印刷物などに、女性の性差別の助長につながるような表現がないか留意するとともに、研修などによる職員の意識啓発を進めます。	飯塚市が毎月発行している広報いづか等、市が発行する発刊物において、固定観念で男女の役割分担がされたイラストや用語が使用されていないかチェックを行う。	「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」などを活用し、市報の作成を行った。また、年1度実施している「広報研修（伝える・伝わる研修）」において、男女の広報に係る表現方法のポイント説明を2回実施（管理職向け・一般職員向け）した。	チェック回数(年12回発行のため最低12回)及び広報研修での説明回数(2回)の合計	13回	14回	14回	A:100%達成できている	特になし	引き続き、広報研修では男女共同参画視点での広報のポイントを啓発するとともに、発行物に関してもイラストや用語のチェックを行う。	情報管理課
127	85	「第2次いづか健康都市基本計画」に基づき健康プラザ「いづか広場」を拠点とした多様な健康事業の展開を図るとともに、市民の自発的な健康づくりのための啓発を行います。								進捗管理は7年度分のみ		健康保健課
128	86	健康診査の受信を奨励し、市民の健康管理の促進に努めます。								進捗管理は7年度分のみ		健康保健課
129	87	健康づくりを支援するため、健康教育及び相談体制の充実を図ります。								進捗管理は7年度分のみ		健康保健課
130	88	「飯塚市健康づくり計画」の推進に努めます。								進捗管理は7年度分のみ		健康保健課
131	89	妊娠・出産に関する正しい理解を深め、安心・安全に妊娠、出産できる環境整備に努めます。	安心・安全な出産を目的として、妊婦及び胎児の健康管理を行う。	妊婦健康診査の受診費用の補助を実施した。	受診延人員	10,330人	9741人	9561人	A:100%達成できている	特になし	引き続き、妊娠届出時にて妊婦健康診査についての正しい情報提供を行い、正しく受診してもらうようにする。	こども家庭課

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり												
番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	進捗評価	R6年度に新たに実施した取組	今後の取組	課名
132	90	性と生殖に関する健康と権利について、正しい理解と意識の浸透に努めます。	女性への健康支援として、更年期など女性特有のこころやからだの悩みについて安心して相談できる健康教室や健康相談、訪問指導を行う。	①健康教育 保健師、栄養士、運動指導員等が健康に関する指導及び助言を行うことによって、生活習慣の予防など健康に関する事項について正しい知識の普及を図る。 ②健康相談 心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行う。また、各種測定により個別の健康相談を実施する。 ③訪問指導 本人または家族からの健康に関する相談により、家庭での保健指導が適当であると判断される者に対し保健師、栄養士、看護師が訪問指導を実施する。 ④リプロダクティブ・ヘルス・ライツを踏まえた啓発に向けての協議・検討	①健康教育 受講者数 ②健康相談 相談数 ③訪問指導 者数 ④男女共同 参画推進課 との協議	①9,447人 ②7,280人 ③15人 (指標及び 実績の数値 は男女を含む) ④0回	①12,043人 ②4,922人 ③15人 (指標及び 実績の数値 は男女を含む) ④1回	①11,318人 ②4,309人 ③15人 (指標及び 実績の数値 は男女を含む) ④1回	B:80%程度達成できている	特になし	健康教育や健康相談を通して、更年期など女性特有のこころや体の悩みに関する正しい知識の普及と相談しやすい環境づくりを継続する。また、女性特有のがん検診に使用するクーポン券にリプロダクティブ・ヘルスケア・ライツに関する内容を盛り込み、周知啓発を行う。	健幸保健課
133	90	性と生殖に関する健康と権利について、正しい理解と意識の浸透に努めます。	福岡県が行う不妊に悩む方への先進医療支援事業及び不育症の検査・治療費の助成制度についてホームページに掲載し周知を行った。	福岡県が行う不妊に悩む方への先進医療支援事業及び不育症の検査・治療費の助成制度についてホームページに掲載し周知を行った。	掲載回数	1回	1回	1回	A:100%達成できている	特になし	引き続き不妊治療だけに関わらず、不育症など他事業についての情報発信を行う。	こども家庭課
134	90	性と生殖に関する健康と権利について、正しい理解と意識の浸透に努めます。	女性の健康とリプロダクティブ・ヘルス・ライツの考え方に関する啓発を行う。	①ヨガ教室、体操教室等の女性の健康支援講座の実施 ②更年期、PMS、性の健康等についての啓発	①実施回数 ②実施回数	①0回 ②2回	①0回 ②1回	① 1回 ② 2回	A:100%達成できている	特になし	リプロダクティブ・ヘルス・ライツの考えに基づいた講座等の実施を継続して実施する。	男女共同参画推進課
135	91	妊娠・更年期など女性特有のこころやからだの悩みについて安心して相談できる健康教室や健康相談、訪問指導を実施します。	女性への健康支援として、更年期など女性特有のこころやからだの悩みについて安心して相談できる健康教室や健康相談・訪問指導を行う。	①健康教室 病態別健康教育（肥満・高血圧等） 一般健康教育（生活習慣病予防） ②健康相談 総合健康相談 ③訪問指導 家庭での訪問指導	①健康教育 受講者数 ②健康相談 相談数 ③訪問指導 者数	①9,447人 ②7,280人 ③15人 (指標及び 実績の数値 は男女を含む) ④0回	①12,043人 ②4,922人 ③15人 (指標及び 実績の数値 は男女を含む) ④1回	①11,318人 ②4,309人 ③15人 (指標及び 実績の数値 は男女を含む) ④1回	A:100%達成できている	特になし	夕方以降や土日に事業を実施することで、女性が健康教育や健康相談を受けやすい環境づくりを調整し、事業を継続する。	健幸保健課
136	91	妊娠・更年期など女性特有のこころやからだの悩みについて安心して相談できる健康教室や健康相談、訪問指導を実施します。	妊娠・更年期等について相談できる健康相談や訪問指導について周知	親子手帳の交付やホームページ等で周知を行い、健康相談や訪問指導を実施した。	①妊婦保健 指導実人員 ②妊婦訪問 実人員	①900人 ②83人	①792人 ②71人	①779人 ②100人	B:80%程度達成できている	特になし	親子手帳の交付やホームページ等で事業の周知を図り、女性特有の悩みについて安心して相談できるようにする。	こども家庭課

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり												
番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	進捗評価	R6年度に新たに実施した取組	今後の取組	課名
137	92	乳がん、子宮がんなど女性特有のがん検診や骨粗しょう症検診の充実を図るとともに、受診を奨励し市民の健康管理の促進に努めます。	子宮頸がん・乳がん検診の早期発見・早期治療を目的とし、検診を実施。 また、がん検診の受診率を向上させる取組みとして、集団検診（がん検診・特定健診・若年者健診）で託児ができるレディースデーや、夕方以降に検診を実施するナイト検診を引き続き実施する。	①受診勧奨 無料クーポン（子宮頸がん対象：年度内21歳、乳がん検診対象：年度内41歳）を郵送し、受診勧奨を実施する。 ②ナイト検診、レディースデーを開催する。 就労されている方や、同性同士での受診を希望されている方々が、がん検診が受診しやすい環境を整備し、ナイト検診・レディースデーでの検診を実施。	①受診勧奨回数 ②ナイト検診、レディースデーの開催回数	① 2回 ② 4回	① 2回 ② 6回	① 2回 ② 6回	A:100%達成できている	特になし	今後も、ナイト検診やレディースデーを積極的に実施し、女性が受診しやすい環境づくりに努める。また、受診率向上のため、子宮頸がん・乳がん検診と同時に骨粗しょう症検診の実施を検討する。	健幸保健課
138	93	望まない妊娠や性感染症を防ぐための正しい知識の普及・啓発を図ります。	各校において、望まない妊娠や性感染症予防など、男女ともに自分や相手を大切に する意識の醸成や正しい知識の普及・啓発を図るため、発達段階に応じた指導を実施する。	保健安全計画に則り、道徳教育や保健・体育等の授業の中で、発達段階に応じた指導を計画的に実施する。	授業実施校数	29校	29校	29校	A:100%達成できている	特になし	今後も男女共同参画の視点に立った教育や学習を充実させ、発達段階に応じた教育を行うよう周知していく。	学校教育課
139	93	望まない妊娠や性感染症を防ぐための正しい知識の普及・啓発を図ります。	予防啓発 性感染症の予防	予防啓発 保健所より予防啓発ポスターや小冊子等の提供を受け、ポスターの掲示、小冊子の窓口設置をすることで、周知・啓発を実施	実施回数	-	1回	1回	B:80%程度達成できている	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所からの依頼により、「世界エイズデー」等の啓発資料（ポスター・チラシ）を、期間中窓口付近へ掲示・配架した。	今後も保健所等関係機関からの依頼により、窓口にて啓発資料の掲示・配架を行う。	健幸保健課
140	93	望まない妊娠や性感染症を防ぐための正しい知識の普及・啓発を図ります。	国、県、保健所からの性感染症に関するポスターの掲示や窓口でのチラシ設置を行う。	チラシの窓口設置、ポスター掲示依頼があったものについて、すべて設置、掲示を行った。	掲示回数	随時	随時	随時	B:80%程度達成できている	特になし	引き続き特定妊婦(年少者や支援が必要な妊婦)における親子手帳交付時やその後の支援のなかで、面談等を通じた知識の普及・啓発を行う。	こども家庭課
141	94	発達段階に応じた性教育と、売買春及び女性に対する暴力は女性の人権侵害であることを浸透させる教育を実施します。	各学校において、女性に対する暴力などは、人権侵害であるという正しい知識の普及、啓発を図るため、道徳教育や保健・体育等の授業の中で計画的に発達段階に応じた指導を実施する。	男女共同参画の視点に立った教育や学習を充実させ、発達段階に応じた教育を行う。	授業実施校数	29校	29校	29校	A:100%達成できている	特になし	今後も全教職員に対して、男女共同参画の視点に立った教育や学習を充実させ、自他の生命を大切に、互いに尊重できる教育を発達段階に応じ行うよう周知していく。	学校教育課
142	95	自らが適切な判断を行えるような広報、啓発及び情報収集・提供を行います。	公共施設等での情報提供を行う。	男女共同参画推進センター、本庁等の公共施設でパンフレット等を配架	実施箇所	18か所	18か所	18か所	A:100%達成できている	特になし	ターゲット層となる年代層の意識啓発に多くつながる必要があり、新たな情報提供手法を検討したい。	男女共同参画推進課
143	95	自らが適切な判断を行えるような広報、啓発及び情報収集・提供を行います。	関係課との情報共有・情報収集・提供	リプロダクティブ・ヘルス・ライツを踏まえた啓発に向けての協議・検討	男女共同参画推進課との協議	-	1回	1回	A:100%達成できている	特になし	女性特有のがん検診に使用するクーポン券にリプロダクティブ・ヘルス・ライツに関する内容を盛り込み、周知啓発を行う。	健幸保健課

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり												
番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	進捗評価	R6年度に新たに実施した取組	今後の取組	課名
144	95	自らが適切な判断を行えるような広報、啓発及び情報収集・提供を行います。	国、県、保健所からの性感染症に関するポスターの掲示や窓口でのチラシ設置を行う。	チラシの窓口設置、ポスター掲示依頼があったものについて、すべて設置、掲示を行った。	掲示回数	随時	随時	随時	A:100%達成できている	特になし	ホームページにて掲載依頼があった際には掲載を行う。	こども家庭課
145	96	暴力は重大な人権侵害であるという意識を徹底させるとともに、暴力を許さない意識啓発の推進に努めます。	広報誌等による啓発を行う。	①市報掲載 ②成人式時の配布冊子に「デートDV」の啓発記事掲載	実施回数	① 1回 ② 1回	① 1回 ② 1回	① 1回 ② 1回	A:100%達成できている	特になし	「暴力は許さない」という明確な姿勢を発信するとともに相談窓口についても啓発していく。	男女共同参画推進課
146	96	暴力は重大な人権侵害であるという意識を徹底させるとともに、暴力を許さない意識啓発の推進に努めます。	厚生労働省・福岡県等が作成した児童虐待防止に関するポスターの掲示、チラシの配布を実施し、暴力を許さない意識啓発を推進する。	厚生労働省・福岡県等が作成した児童虐待防止に関するポスターの掲示を実施。 また、市独自に子どもの虐待防止ポスター及びカードを作成し、市内小中学校へ配布した。 11月の虐待防止月間にあわせて、子どもの虐待防止及び子どもの権利条約チラシを作成し、全戸配布した。	①掲示回数 ②小中学校へのカード配布枚数 ③チラシ配布枚数	随時 ②10,119枚 小中学校配布 ③44,114枚 全戸配布	①随時 ②21,420枚 リーフレット小中学校配布 ③4,163枚 (関係機関) + 4,108枚 (隣組回覧)	①随時 ②1,044枚 (ポスター・リーフレット小中学校配布) ③4,121枚 (隣組回覧)	A:100%達成できている	特になし	引き続き、虐待防止ポスター等を配布し、暴力を許さない意識啓発を推進する。また、SNS等を活用し、啓発活動を行う必要がある。	こども家庭課
147	96	暴力は重大な人権侵害であるという意識を徹底させるとともに、暴力を許さない意識啓発の推進に努めます。	障がい者基幹相談支援センターに障がい者虐待防止センターを兼ね備えており、障がい者虐待防止法に基づき相談・支援を実施することで、暴力を許さない意識啓発の推進に努める。	障がい者基幹相談支援センターに障がい者虐待防止センターを兼ね備えており、障がい者虐待防止法に基づき相談・支援を実施した。ホームページにおいて虐待防止センター等の周知を行った。	①支援件数 ②周知件数	①72件 ②1回	①115件 ②1回	①49件 ②1回	A:100%達成できている	特になし	支援件数は減ったものの、未だ多数の相談がある。引き続き、相談窓口の周知を含め虐待防止のための支援や啓発を行う。	社会・障がい者福祉課
148	96	暴力は重大な人権侵害であるという意識を徹底させるとともに、暴力を許さない意識啓発の推進に努めます。	啓発コーナーや子どもの人権問題等をテーマにしたパネルの展示を行い、啓発活動の取組を行います。	①パネル掲示回数 ②市報掲載回数	各実施回数	①4回 ②1回	①6回 ②1回	①3回 ②1回	B:80%程度達成できている	啓発冊子「人権いづか特集号」に「みんなで守ろうこどもの人権」を掲載した。	「こどもの人権」や「パワーハラスメント」「高齢者の虐待防止」について各取組を継続して行う。	人権・同和政策課
149	96	暴力は重大な人権侵害であるという意識を徹底させるとともに、暴力を許さない意識啓発の推進に努めます。	虐待等に係る相談・通報に基づき、速やかな事実確認、対処方法の検討を行い対応する	虐待疑いのある世帯に関わっている、関係者を交えたケース会議を開催し、状況の確認、及び対応策（分離・見守り・養護者への助言等）の検討を行い、虐待状態の解消が確認されるまで、支援を行う。	虐待（疑い含む）通報件数	26件	42件	31件	A:100%達成できている	特になし	高齢者虐待は、介護疲れや認知症、高齢者や介護者の性格や人間関係などが背景にあり、またそれらが複雑に絡み合っており起こることから、医療・介護等専門職を含めた関係機関と連携しながら対応していく。	高齢者支援課

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり												
番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	進捗評価	R6年度に新たに実施した取組	今後の取組	課名
150	97	被害の予防をはじめ実態把握、被害者支援などについて、関係機関の連携強化を図ります。	・DV被害者支援のための自治体間連携の強化を行う。 ・飯塚市DV対策庁内連携会議により庁内間の情報・意識共有を図る。	①DV被害者支援の管内市町業務連携会議への出席 ②飯塚市DV対策庁内連携会議の開催	①会議出席回数 ②会議開催回数	① 1回 ② 2回	① 1回 ② 1回	① 1回 ② 1回	A:100%達成できている	特になし	関係機関等の連携及び情報共有を密に行い、被害者支援を継続して実施する。	男女共同参画推進課
151	97	被害の予防をはじめ実態把握、被害者支援などについて、関係機関の連携強化を図ります。	飯塚市要保護児童対策地域協議会の会議にて、児童相談所や警察などの関係機関と要保護児童等の情報共有を行い連携強化を図る。	飯塚市要保護児童連絡協議会の会議を実施し、関係機関と要保護児童等の情報共有を行い連携強化を図った。また、より多くの関係機関と連携強化を行うため、会議を構成する関係機関を拡大した。	①会議回数 ②代表者選出関係機関数	①65回 ②26機関	①55回 ②26機関	①57回 ③27機関	A:100%達成できている	特になし	関係機関合同の研修会等を実施し、より関係強化を図る。	こども家庭課
152	97	被害の予防をはじめ実態把握、被害者支援などについて、関係機関の連携強化を図ります。	障がい者基幹相談支援センターに障がい者虐待防止センターを兼ね備えており、障がい者虐待防止法に基づき相談・支援を実施した。各関係機関との情報共有やコアメンバー会議を実施し、連携強化を図った。	支援件数	支援件数	72件	115件	49件	A:100%達成できている	特になし	支援件数は減ったものの、未だ多数の相談があっている。引き続き、相談窓口の周知を含め虐待防止のための支援や啓発を行う。	社会・障がい者福祉課
153	97	被害の予防をはじめ実態把握、被害者支援などについて、関係機関の連携強化を図ります。	①多職種連携研修会の開催 ②警察より提出される、高齢者虐待事案通報票に基づき、支援を行う	①多職種が参加する研修会を開催し、在宅医療・介護連携の推進、困難事例の紹介など、情報共有を行う事で、高齢者が在宅で生活するための支援体制の充実を図った。 ②通報票をもとに、高齢者及び支援者等と連絡をとり、状況の確認及び必要な支援を行った。また、対応結果については、警察と情報共有を行った。	①参加者数 ②通報票受付件数	①561人 ②11件	①281人 ②28件	①158人 ②15件	B:80%程度達成できている	①特になし ②特になし	①高齢者及びその家族がストレスなく在宅生活をおくれるよう、多職種が有機的に連携して支援できる体制を構築する必要があることから、継続して研修会を開催していく。 ②今後も、高齢者虐待防止に関し、さらなる連絡・連携体制の構築を強化し、早期発見及び早期対応に努めていく。	高齢者支援課
154	98	DV防止法、ストーカー規制法、各種（児童、高齢者、障がい者）虐待防止等について学習の機会の提供や啓発、周知に努めます。	広報誌等による啓発を行う。	①市報掲載 ②成人式時の配布冊子に「デートDV」の啓発記事掲載	①市報掲載回数 ②記事掲載回数	① 1回 ② 1回	① 1回 ② 1回	① 1回 ② 1回	A:100%達成できている	特になし	DVに対する正しい情報の発信のため、関係課と連携しながら周知啓発を継続して実施する。	男女共同参画推進課
155	98	DV防止法、ストーカー規制法、各種（児童、高齢者、障がい者）虐待防止等について学習の機会の提供や啓発、周知に努めます。	学校、保育施設、自治会、民生委員児童委員など対象者を広く研修を行う。	市内小中学校及び自治会長会に参加し、虐待防止等について啓発を行った。また、学校及び保育所の教職員向けの研修会を実施した。	①研修会実施回数 ②研修参加人数	①4回 ②279人	①8回 ②284人	①6回 ②343人	A:100%達成できている	今年度より、公立保育所を対象に子どもが自ら相談する力、SOSを発信する力の育成を図ることを目的に、ワークショップを実施した。	今年度も引き続き、虐待防止講演会および子ども自身からのSOSの発信が必要であることから、こどもを対象とした研修会を実施する。	こども家庭課

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり												
番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	進捗評価	R6年度に新たに実施した取組	今後の取組	課名
156	98	DV防止法、ストーカー規制法、各種（児童、高齢者、障がい者）虐待防止等について学習の機会の提供や啓発、周知に努めます。	障がい者基幹相談支援センターに障がい者虐待防止センターを兼ね備えており、障がい者虐待防止法に基づき相談・支援を実施する。障がい者福祉サービス事業者向けの虐待防止研修を実施し、学習機会の提供・啓発に努めている。	障がい者基幹相談支援センターに障がい者虐待防止センターを兼ね備えており、障がい者虐待防止法に基づき相談・支援を実施した。障がい者福祉サービス事業者向けの虐待防止研修を実施し、学習機会の提供・啓発に努めた。	①支援件数 ②研修回数	①72件 ②3件	①115件 ②8件	①49件 ②9件	A:100%達成できている 特になし		支援件数は減ったものの、未だ多数の相談があっている。事業所への研修については年々増加しており、引き続き、虐待防止のための支援や啓発を行う。	社会・障がい者福祉課
157	98	DV防止法、ストーカー規制法、各種（児童、高齢者、障がい者）虐待防止等について学習の機会の提供や啓発、周知に努めます。	①市報（地域包括支援センターだより）に高齢者虐待の防止について掲載 ②認知症ケアパスの配布	①市報に「知って防ごう高齢者虐待」について掲載し、高齢者の権利擁護に関する周知・啓発に努めた。 ②幻視・妄想、物忘れ、感情のコントロールが効かなくなる等、認知症の症状悪化が高齢者虐待の原因になることもあることから、適切な支援が受けられるよう、相談窓口、医療機関等を掲載している認知症ケアパスを配布した。	①掲載回数 ②ケアパス配布部数	①1回 ②2,432冊	①1回 ②2,830冊	①1回 ②3,369冊	B:80%程度達成できている ①特になし ②地域の健康診断や運動教室にて、認知機能を気軽にチェックするためCADI2を使用したタブレットによる測定会を実施した。		①高齢者虐待についての知識を持っていたため、今後も継続して啓発・周知を行う。 ②65歳以上の5人に1人が発症すると言われている認知症について、知識を持ってもらうとともに、早期相談、早期治療につながるよう、啓発・周知を行う。	高齢者支援課
158	99	男女ともに自分の性を大切に、また、相手を尊重するように、学校においても、発達段階に応じてデートDVやストーカー行為について学習する機会を設けるなど、自分のこととして考える機会となるよう、啓発に努めます。	各校において、自他の人権を守る行動選択ができるよう道徳科授業や保健・体育等の授業の中で計画的に発達段階に応じた指導を実施する。	保健安全計画に則り、計画的に実施するとともに、多様な学習教材を活用した教育を行う。	授業実施校数	29校	29校	29校	A:100%達成できている 特になし		今後も全教職員に対して、男女共同参画の視点に立った教育や学習を充実させ、自分の性を大切に、自分のこととして考える機会となる教育を充実するよう周知していく。	学校教育課
159	100	DVの危険性を深く浸透させるとともに、正しい知識の普及などDV防止に関する啓発の強化に努めます・	あらゆる媒体・機会を活用し、幅広く広報・啓発活動を行う。	①市報掲載 ②市ホームページ掲載(更新) ③情報誌サンクス発行 ④男女共同参画推進センター主催講座開催 ⑤出前講座開催	各実施件数	① 21件 ② 19件 ③ 1件 ④ 4件 ⑤ 0件	① 18件 ② 28件 ③ 1件 ④ 1件 ⑤ 13件	① 1件 ② 4件 ③ 1件 ④ 1件 ⑤ 17件	A:100%達成できている 特になし ※右欄R4・R5の①②について、取組内容からして本来対象とすべきでない件数(相談事業)が含まれており、R4・R5の件数と比較して大幅に数値が変動しています。		DVに対する正しい情報の発信のため、関係課と連携しながら周知啓発を継続して実施する。	男女共同参画推進課
160	101	被害者が安心して相談することができる体制の充実と対応する職員の資質向上を図ります。	女性のための相談事業の実施及び対応する職員の資質向上のための研修受講等を行う。	①法律相談 ②一般相談 ③就業支援相談 ④職場の悩み相談 ⑤職員研修受講	各相談実施回数（①～④相談件数、⑤受講者数）	① 22回 ② 46回 ③ 12回 ④ 11回 ⑤ 5回(3名)	① 59回 ② 36回 ③ 12回 ④ 12回 ⑤ 3回(2名)	① 24回(54件) ② 47回(45件) ③ 12回(0件) ④ 12回(0件) ⑤ 2回(2名)	A:100%達成できている 特になし ※R6年度より相談実施回数に加え相談件数をかっこ書きで追記しています。		相談窓口の周知を行い、関係機関との連携及び研修会への職員参加を継続して実施する。	男女共同参画推進課

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり												
番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	進捗評価	R6年度に新たに実施した取組	今後の取組	課名
161	102	被害者の早期発見、迅速な保護及び被害者の情報保護など安全な生活の確保に向けた体制の整備に努めます。	相談事業の広報を行い、庁内・庁外の情報・意識共有を図る。	①DV被害者支援の管内市町業務連携会議への出席 ②飯塚市DV対策庁内連携会議の開催 ①法律相談 ②一般相談 ③就業支援相談 ④職場の悩み相談 ⑤職員研修受講	実施回数 各相談実施回数（①～④相談件数、⑤受講者数）	① 1回 ② 2回 ① 22回 ② 46回 ③ 12回 ④ 11回 ⑤5回(3名)	① 1回 ② 1回 ① 59回 ② 36回 ③ 12回 ④ 12回 ⑤3回(2名)	① 1回 ② 1回 ① 24回(54件) ② 47回(45件) ③ 12回(0件) ④ 12回(0件) ⑤ 2回(2名)	A:100%達成できている	特になし ※R6年度より①法律相談～④職場の悩み相談については、相談実施回数に加え相談件数をかっこ書きで追記しています。	庁内関係部署及び関係機関等と連携を密にし、情報共有を行い、被害者への支援を継続して実施する。	男女共同参画推進課
162	102	被害者の早期発見、迅速な保護及び被害者の情報保護など安全な生活の確保に向けた体制の整備に努めます。	子ども家庭総合支援拠点を設置し、被害者の早期発見、迅速な保護及び被害者の情報保護等、迅速な対応が行えるように体制整備を行う。	令和4年度より、心理担当支援員、弁護士、医師を配置し、より専門的な見からの助言をいただけるように体制強化した。	会議回数	50回	50回	45回	A:100%達成できている	今年度より、定例の受理会議後、新たに支援員会議を開催し、支援プランおよびサポートプランを心理担当支援員、弁護士、医師、スーパーバイザーから意見を聞き作成した。	引き続き、心理担当支援員、弁護士、医師、スーパーバイザーから意見を聞き作成した。	子ども家庭課
163	103	被害者が被害を受けた後、安心した暮らしを確立するために、経済的な自立に向けた職業訓練や就労支援をはじめ、住宅確保に向けた支援、子育て支援など各分野において切れ目のない支援を図ります。	避難先として入居可能な市営住宅の確保	避難先として一時入居可能な市営住宅を確保するとともに、公募時において単身での申込み及び市営住宅等から市営住宅への住み替えを認める等、住宅を確保しやすいように努めている。	①相談件数 ②入居件数	① 6件 ② 2件	① 0件 ② 0件	① 5件 ② 0件	A:100%達成できている	特になし	避難先として一時入居可能な市営住宅を確保し、公募時において住宅を確保しやすいように努める。	住宅課
164	103	被害者が被害を受けた後、安心した暮らしを確立するために、経済的な自立に向けた職業訓練や就労支援をはじめ、住宅確保に向けた支援、子育て支援など各分野において切れ目のない支援を図ります。	経済的支援・生活支援・就業支援など各分野における支援を行う。	ひとり親家庭等を対象とした経済的支援のための自立支援給付金の支給、生活支援のための日常生活支援事業、就業支援のためのハローワークと連携した自立支援プログラム策定事業を行った。	申請件数 ①自立支援給付金 ②日常生活支援 ③自立支援プログラム	①32件 ②11件 ③1件 計44件	①29件 ②15件 ③0件 計44件	①24件 ②13件 ③10件 計47件	B:80%程度達成できている	特になし	引き続き、ひとり親家庭からの相談対応時やホームページ・市報などにおいて周知を行う。	子ども家庭課
165	103	被害者が被害を受けた後、安心した暮らしを確立するために、経済的な自立に向けた職業訓練や就労支援をはじめ、住宅確保に向けた支援、子育て支援など各分野において切れ目のない支援を図ります。	生活に困窮された方に、生活保護及び生活困窮者自立相談支援事業を実施します。	保護申請があった場合は、課内会議及び関係機関と連携し必要な支援を行った。また、生活自立支援相談室に相談があった場合は、関係機関と個別協議を行うなど相談者に寄り添った相談支援を行った。	各相談件数	①生活保護面接相談 589件 ②生活自立支援相談室 286件	①生活保護面接相談 653件 ②生活自立支援相談室 234件	①生活保護面接相談 757件 ②生活自立支援相談室 230件	A:100%達成できている	生活困窮者自立相談支援事業では、ひきこもり相談会を3回（7.10.1月）実施し、市報やチラシを用いて広く周知を行った。	庁内各課や関係機関との連携を強化するとともに、今年度から開始する重層的支援事業等と連携しながら、相談者が生活保護や生活困窮者支援についてより一層相談しやすい環境作りに取り組む。	生活支援課

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり												
番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	進捗評価	R6年度に新たに実施した取組	今後の取組	課名
166	103	被害者が被害を受けた後、安心した暮らしを確立するために、経済的な自立に向けた職業訓練や就労支援をはじめ、住宅確保に向けた支援、子育て支援など各分野において切れ目のない支援を図ります。	DV対策庁内連携会議において、必要な支援を協議のうえ実施する。	被害者との面談時に困っていることなどを聞き取り、必要に応じてDV対策庁内連携会議にて協議のうえ実施する。	支援(連携)件数	35件	32件	42件	A:100%達成できている	特になし	庁内関係部署及び関係機関等と連携を密にし、情報共有を行い、被害者への支援を継続して実施する。	男女共同参画推進課
167	104	ストーカー行為・セクシュアル・ハラスメントなど配偶者等、異性間の暴力防止に向けた啓発活動の推進に努めます。	性暴力被害者の相談窓口の情報提供を行う。	①市報掲載 ②市ホームページ掲載(更新) ③情報誌サンクス発行	各実施件数	① 1件 ② 2件 ③ 1件	① 1件 ② 1件 ③ 1件	① 1件 ② 3件 ③ 1件	A:100%達成できている	特になし	性暴力被害者の早期発見と性暴力抑止のため、関係課と連携しながら周知啓発を継続して実施する。	男女共同参画推進課
168	105	企業や団体へのハラスメントなどの防止対策や相談体制づくりへの働きかけに努めます。	ハラスメントに対する防止策や相談会があることに対する周知と、労働相談会が福岡県で実施されていることの周知。	今年度もハラスメント等の相談・解決を目的とした県主催の「職場のハラスメント集中相談会」や平日に相談が困難な方に対する「日曜労働相談会」において共催を行うとともに市報やHP等において掲載することで、防止対策の推進に努めた。無料労働相談のチラシ配架、ポスター掲示を実施した。	周知(市報・HP含むSNS・チラシの配架)	市報、HP(SNS)及びチラシ配架	市報、HP(SNS)及びチラシ配架	市報、HP及びチラシ配架	A:100%達成できている	特になし	引き続き市報やHPで周知する。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ
169	106	市職員へのハラスメントなどの防止対策や相談体制の充実及び意識啓発と研修会への参加促進に努めます。	市職員へのハラスメントなどの防止対策や相談体制の充実及び意識啓発の実施	ガイドラインや要綱を周知するとともに、相談体制の周知を行った。また、啓発の一環として職員を対象とした研修を実施した。	①ガイドライン要綱の周知 ②相談体制の周知 ③研修実施	①1回 ②1回 ③1回	①1回 ②1回 ③0回	①2回 ②2回 ③1回	A:100%達成できている	カスタマーハラスメント防止研修を各所属のOJT推進向けに研修を実施し、所属内での周知に努めた。	カスタマーハラスメントを含む不当要求行為等に対する対応マニュアルの作成及び周知を実施する。	人事課
170	107	性暴力防止及び性暴力被害者の相談機関の広報・啓発を行います。	性暴力被害者の相談窓口の情報提供を行う。	①市報掲載 ②市ホームページ掲載(更新) ③情報誌サンクス発行	実施件数	① 1件 ② 2件 ③ 1件	① 1件 ② 1件 ③ 1件	① 1件 ② 3件 ③ 1件	A:100%達成できている	特になし	性暴力被害者の早期発見と性暴力抑止のため、関係課と連携しながら周知啓発を継続して実施する。	男女共同参画推進課
171	108	発達段階に応じた「生命(いのち)を大切にする」「性暴力の加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育を行います。	各校において、自他の生命の大切さ・尊さや性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう、道徳や保健・体育等の授業における学習指導を業の中で計画的に指導する。	男女共同参画の視点に立って、道徳科や保健・体育等の授業における学習指導を実施・充実する。	授業実施校数	29校	29校	29校	A:100%達成できている	特になし	今後も全教職員に対して、男女共同参画の視点に立った教育や学習を充実させ、自他の性や性暴力について、自分のこととして考える機会となる教育を充実するよう周知していく。	学校教育課

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり												
番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	進捗評価	R6年度に新たに実施した取組	今後の取組	課名
172	109	ひとり親家庭の多様な問題に対応するため、家庭児童相談員や母子父子自立支援員による相談事業の充実を図るとともに、各種助成制度や自立支援メニュー等の情報提供を行います。								<u>進捗管理は7年度分のみ</u>		こども家庭課
173	110	児童扶養手当の支給や、ひとり親家庭等医療費支給事業、児童クラブ利用料の減免により、ひとり親家庭の経済的自立を支援します。								<u>進捗管理は7年度分のみ</u>		こども家庭課
174	110	児童扶養手当の支給や、ひとり親家庭等医療費支給事業、児童クラブ利用料の減免により、ひとり親家庭の経済的自立を支援します。								<u>進捗管理は7年度分のみ</u>		医療保険課
175	110	児童扶養手当の支給や、ひとり親家庭等医療費支給事業、児童クラブ利用料の減免により、ひとり親家庭の経済的自立を支援します。								<u>進捗管理は7年度分のみ</u>		学校教育課
176	111	生活上の問題で児童の養育が十分でない時に母子家庭が安心して生活できるように母子生活支援施設へ入所させ、自立促進のための生活支援を実施します。								<u>進捗管理は7年度分のみ</u>		こども家庭課
177	112	住宅に困窮する母子家庭に対し市営住宅入居の支援を行います。								<u>進捗管理は7年度分のみ</u>		住宅課
178	113	ひとり親家庭に対し、一時的に家事や育児を行うことが難しくなった場合に、支援員が日常生活支援を行います。								<u>進捗管理は7年度分のみ</u>		こども家庭課
179	114	母子家庭の母、または父子家庭の父が、就労に有利な特定の資格を取得するため養成機関で修業する場合や就労を目的とした教育訓練講座を受講する場合に、給付金を支給し就業を支援します。								<u>進捗管理は7年度分のみ</u>		こども家庭課
180	115	経済的な理由により、小・中学校に通う子どもの就学援助を希望する保護者に対し、学用品や給食などの経費の一部援助を行います								<u>進捗管理は7年度分のみ</u>		教育総務課
181	116	生活上の様々な困難を解消すべく、行政や民間団体が連携し、福祉等の諸施策について情報の提供や総合的な支援を行います。								<u>進捗管理は7年度分のみ</u>		男女共同参画推進課

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり												
番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	進捗評価	R6年度に新たに実施した取組	今後の取組	課名
182	117	障がいのある児童を持つ親の悩みを受け止めるため、心理、教育等各分野における指導、助言を行うための相談事業を行います。								進捗管理は7年度分のみ		学校教育課
183	118	高い専門性が必要な場合や、複雑困難な事案などについても、ワンストップによる窓口対応を含めた、障がい者の相談支援体制の充実を図ります。								進捗管理は7年度分のみ		社会・障がい者福祉課
184	119	利用者に優しいバリアフリー、ユニバーサルデザインの視点に立った整備・改善を促進します。								進捗管理は7年度分のみ		社会・障がい者福祉課
185	120	高齢者や障がい者に必要な市営住宅の入居の支援を行い、入居者のニーズに応じ、住宅の模様替え申請を認めます。								進捗管理は7年度分のみ		住宅課
186	121	ひとり暮らしの高齢者が孤立せず、安心して生活できるよう、地域における見守り活動を推進します。								進捗管理は7年度分のみ		高齢者支援課
187	122	障がいがあることや外国人であること、部落差別問題などに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれないう、それぞれが抱える課題について理解の促進を図り、人権侵害の防止に努めるとともに、相談支援など権利擁護の取組を行います。	相談事業の広報を行い、庁内・庁外の情報・意識共有を図る。	①DV被害者支援の管内市町業務連携会議への出席 ②飯塚市DV対策庁内連携会議の開催	実施回数 各相談実施回数（①～④相談件数、⑤受講者数）	① 1回 ② 2回 ① 22回 ② 46回 ③ 12回 ④ 11回 ⑤5回(3名)	① 1回 ② 1回 ① 59回 ② 36回 ③ 12回 ④ 12回 ⑤3回(2名)	① 1回 ② 1回 ① 24回(54件) ② 47回(45件) ③ 12回(0件) ④ 12回(0件) ⑤ 2回(2名)	A:100%達成できている	特になし ※R6年度より①法律相談～④職場の悩み相談については、相談実施回数に加え相談件数をかっこ書きで追記しています。	庁内関係部署及び関係機関等と連携を密にし、情報共有を行い、被害者への支援を継続して実施する。	男女共同参画推進課
188	122	障がいがあることや外国人であること、部落差別問題などに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれないう、それぞれが抱える課題について理解の促進を図り、人権侵害の防止に努めるとともに、相談支援など権利擁護の取組を行います。	広報紙面や啓発物品等を利用し、幅広く相談事業の周知及び実施を行います。	①市報掲載回数 ②相談件数	各実施回数	①6回 ②70件	①6回 ②50件	①6回 ②50件	B:80%程度達成できている	特になし	人権問題における相談事業の周知を図り、さまざまな差別についての人権問題の解消を行う。	人権・同和政策課
189	123	性的指向や性自認等に対する偏見や差別の解消をめざし、その理解促進に向けた啓発活動に取り組みます。	市内各所で性的指向や性自認等に関する情報提供をする。	男女共同参画推進センター、本庁等の公共施設及び民間施設でのパンフレット等の配架	実施箇所	23か所	23か所	23か所	A:100%達成できている	特になし	今後も積極的に国、県、関係機関からの情報収集により、時勢に合わせた情報提供を行う。	男女共同参画推進課

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり												
番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	進捗評価	R6年度に新たに実施した取組	今後の取組	課名
190	123	性的指向や性自認等に対する偏見や差別の解消をめざし、その理解促進に向けた啓発活動に取り組みます。	性的指向や性自認等に対する偏見や差別の解消を図るため啓発パネル等を活用し理解促進に向けた啓発活動に取り組みます。	①パネル掲示回数 ②DVD貸出回数 ③啓発冊子掲載回数	各実施回数	①3回 ②1回 ③1回	①5回 ②6回 ③ー	①1回 ②2回 ③ー	B:80%程度達成できている	特になし	啓発パネルの展示やDVDの貸し出しによる啓発を継続して行う。	人権・同和政策課
191	124	性的指向や性自認等により悩みを抱える児童・生徒に対する相談体制等を充実させるとともに、いかなる理由でもいじめや差別を許さない人権教育を推進します。	各校の人権教育担当者を対象とした研修会を実施し、人権教育の推進を図る。各校で教育相談期間を設定する。	人権教育担当者研修会を8月を除く毎月開催し、人権教育の指導内容の充実を図った。相談体制については、各校で教育相談期間を設け、児童生徒が悩み等を相談しやすい体制を整備している。	実施回数	11回	11回	11回	A:100%達成できている	特になし	各校の人権教育担当者を中心にした校内研修を実施し、児童生徒への指導の充実を図る。	学校教育課

令和6年度第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗状況調査票【管理指標】

No.	管理指標	H27年度末	目標値 (R3年度)	現状値 (令和2年度)	R4年度	R5年度	R6年度	目標値 (R8年度)	担当課	R6年度中に目標達成のために 行った取組
1	「男は仕事、女は家庭」という考え方（固定的な性別役割分担意識）について「そう思わない」市民の割合	58.9%	70%	65.4%	-	-	-	75.0%	男女共同参画推進課	各種講座や市主催イベント等で家事・育児シェアシートを配布し、家事、育児は夫と妻とで協力して行うよう啓発した
2	男女共同参画に関心が「ある」市民の割合	46.6%	60%	53.0%	-	-	-	65.0%	男女共同参画推進課	男女共同参画への理解を深めるため出前講座を実施した。
3	「飯塚市男女共同参画プラン」について、少なくとも見たり聞いたりしたことがある市民の割合	22.4%	50%	7.5%	-	-	-	50.0%	男女共同参画推進課	出前講座等でプランのPRを行った。
4	学校教育の場で男女の地位が「平等になっている」と思う市民の割合	52.2%	70%	48.8%	-	-	-	70.0%	学校教育課	・人権教育の推進 ・男女混合による名簿表記
5	男女共同参画推進センター「サンクス」を知っている市民の割合	16.7%	50%	13.7%	-	-	-	50.0%	男女共同参画推進課	出前講座等でサンクスのPRを行った。
6	男女共同参画推進センター「サンクス」で実施されている男女共同参画を推進するための各種講座に参加したことがある市民の割合	3.1%	10%	3.4%	-	-	-	12.0%	男女共同参画推進課	市報、SNS、HPを活用し広報を行った。
7	市の目標審議会等の女性委員の割合 (うち地方自治法202条の3に基づく審議会等)	31.3% (28.1%)	40% (30%)	35.4% (33.8%)	36.1% (35.0%)	36.5% (35.6%)	38.0% (37.8%)	40～60%	男女共同参画推進課	登用率が40%未満となっている審議会の所管課と、女性人材バンクの活用など女性委員登用率向上策について協議した。
8	市職員の女性の管理職の地位に占める割合 (特定事業主行動計画に基づく目標)	7.4%	15%	16.1%	10.4%	10.3%	11.3%	課長以上 20%	人事課	キャリアデザイン研修を開催し、キャリア形成への意識付けを行った。
					31.7%	36.9%	37.9%	課長補佐 30%		
					(33.5%)	(32.5%)	(32.7%)	(係長 40%)		
9	まちづくり協議会の女性役員の割合が20%未満の地区数	10か所	0か所	3か所	6か所	5か所	6か所	0か所	まちづくり推進課	役員改選時、各センターにおいて女性役員の登用について協議先に説明を実施した。
10	女性人材バンクへの登録者数	7人	20人	33人	39人	41人	46人	50人	男女共同参画推進課	女性人材バンクの登録者を増やせるよう市報、HPを活用するほか、各事業開催時にチラシを配布し周知を行った。
11	職場での「昇格・昇進」について、男性の方が優遇されていると思う市民の割合	29.9%	20%	31.0%	-	-	-	20%	男女共同参画推進課	福岡県共催事業として「福岡キャリア・カフェ」を2回開催し、女性活躍推進の機運を高めた。
12	新規就農者における女性の割合→R8年度目標値では、「新規就農者における累積女性就農者数」に変更	11.0%	25%	10.52%	3人	4人	4人	7人	農林振興課	将来的な認定農業者育成の視点で、女性認定農業者育成事業の周知を実施
13	市職員の男性の育児休業取得率 (特定事業主行動計画に基づく目標)	12.5%	13%	0%	10.0%	43.5%	53.3%	13%	人事課	男性職員の育児休業取得促進のマネジメントフローを活用するとともに、管理職向けの研修を実施した。
14	市職員の男性の育児参加のための休暇の取得率 (特定事業主行動計画に基づく目標)	25.0%	50%	47.4%	30.0%	69.6%	77.8%	50%	人事課	男性職員の育児休業取得促進のマネジメントフローを活用し、所属長及び対象職員への制度周知・取得促進を行った。
15	子育てしやすいまちと評価する人の割合	41.0%	50%	データなし	-	34.1%	-	50%	こども政策課 こども家庭課	(こども政策課) こども未来部を創設し、子育て支援を推進するための3つのアプローチ (①経済的な支援、②精神的・身体的な支援、③こども施策の推進・事業所としての取組) による子育て支援施策のパッケージ化を進めることで、子育てしやすいまちと認識していただくための取組を推進した。 (こども家庭課) 子育て支援に関する情報について、広報紙、ホームページ、子育てガイドブック等による周知に努めている。
16	病児保育年間延べ利用者数	303人	350人	125人	39人	111人	164人	156人	保育課	実施施設と定期的な情報交換を行い、利用状況の確認やアドバイスを実施した。
17	一時預かり年間利用者数	5,449人	6,000人	1,353人	1559人	1961人	2,309	6,000人	保育課	窓口や電話対応、ガイドブックやホームページ等による周知活動を行った。
18	乳幼児全戸訪問年間訪問割合	92.7%	100%	95.9%	97.6%	99.0%	91.0%	100%	こども家庭課	電話連絡がつかない世帯や、転入等で連絡先が不明な場合等は、事前に約束なしの突撃訪問を行った。
19	地域において認知症に対する正しい理解を促進し、認知症の方を支える地域づくりの一端を担う認知症サポーターの養成数	7,954人	14,000人	11,794人	12,309人	13,503人	14,115人	16,510人	高齢者支援課	世界アルツハイマーデーに合わせてゆめタウン飯塚で実施した認知症イベントにおいて、養成講座を開催した。
20	家庭における役割分担「育児、子どものしつけ」について、「ほとんど女性」「どちらかと言えば女性」と回答した市民の割合	50.3%	30%	60.7%	-	-	-	30%	男女共同参画推進課	各種講座や市主催イベント等で家事・育児シェアシートを配布し、家事、育児は夫と妻とで協力して行うよう啓発した。介護についてのシェアシートについては、作成を検討中である。
21	家庭における役割分担「病人・高齢者の世話（介護）」について「ほとんど女性」「どちらかと言えば女性」と回答した市民の割合	52.5%	30%	56.7%	-	-	-	30%	男女共同参画推進課	
22	地域活動の場で、男女の地位が「平等になっている」と思う市民の割合	33.4%	50%	27.6%	-	-	-	50%	男女共同参画推進課	男女共同参画への理解を深めるため出前講座を実施した。
23	直近1年間に何か地域活動に参加したことがある市民の割合	45.7%	60%	49.3%	-	-	-	60%	まちづくり推進課 (男女共同参画推進課にて調査)	・市報、ホームページ、SNS、交流センター日より、まちづくり協議会だよりなどを用いて広く市民に周知し参加を促した。また、交流センターや地区公民館などにポスターやチラシなどを掲示した。 ・現役自治会長をモデルにしたポスターは駅や郵便局及びゆめタウンなどが集中する場所に掲示した。 ・「自治会のうた」は、YouTubeで3万回以上視聴された。 ・令和6年度はこの「自治会のうた」を活用し、まちづくり推進課と開催地区の自治会長で小学校へ向うき自治会についての出前授業を実施。【立岩小学校・片島小学校】の2校 ・まちづくりフェスタ開催 (R7.2.23) 来場者数 約1,200人 会場：庄内交流センター まちづくり協議会の事例発表会に併せ各まち協ブースを設置、おまつり形式で多くの市民にまちづくり協議会の取組を知る機会を創出し、参画してもらうことを目的に開催した。
24	女性消防団員数	80.0%	95%	31人	28人	26人	25人	38人	防災安全課	フリーマガジンHenでの広報を行った。(3月号)
25	国民健康保険加入者における特定健診受診率	47.7%	60%	40.8%	41.8%	43.0%	39.5% (令和7年3月31日時点)	60%	健幸保健課	・受診勧奨通知を外部委託して、AIを活用して未受診者の特性に応じた受診勧奨通知を行った。 ・未受診者への受診勧奨（架電）について、分析に基づき優先順位をつけて実施した。
26	「交友関係や電話やメールを細かく監視」することが「DVだと思う」市民の割合	男性：48.8% 女性：63.8%	男性：70% 女性：70%	男性：66.5% 女性：70.1%	-	-	-	男性 80% 女性 80%	男女共同参画推進課	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、市報、市公式HPに情報を掲載し、女性に対する暴力の根絶を啓発した。
27	「蹴られたり、殴られたり、物を投げつけられたりした」ことがあった市民の割合	男性：8.9% 女性：14.0%	男性：0% 女性：0%	男性：4.2% 女性：6.3%	-	-	-	男性 0% 女性 0%	男女共同参画推進課	

飯塚市男女共同参画後期プラン令和6年度進捗管理 意見書

※返信用封筒にて、6月25日（水）までにご提出をお願いします。

委員氏名

令和6年度進捗管理 結果について	意見あり . 意見なし
---------------------	-------------

意見あり、意見なしのどちらかに丸をつけてください。意見がある場合は下記にご記載ください。

	番号	取組No.もしくは 管理指標No.	意見内容
記載例	33	26	〇〇の取組について、今後の展開をどのように予定しているのか 回答してほしい。
1			
2			
3			
4			
5			

飯塚市 男女共同参画推進課メールアドレス

danjyo@city.iizuka.lg.jp

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理

R6年度総括（進捗評価の分布）

後期プラン 基本目標	取組実施数	A評価 (100%達成できている)	B評価 (80%達成できている)	C評価 (60%達成できている)	D評価 (50%程度しか達成できていない)	E評価 (全く達成できていない)	評価対象外
基本目標 1 (あらゆる年代における男女共同参画への意識づくり)	27	20	4	0	2	0	1
	割合	74.1%	14.8%	0.0%	7.4%	0.0%	3.7%
	昨年度の割合	81.5%	7.4%	0.0%	3.7%	3.7%	3.7%
基本目標 2 (あらゆる分野における女性の活躍推進)	75	41	30	1	2	1	0
	割合	54.7%	40.0%	1.3%	2.7%	1.3%	0.0%
	昨年度の割合	54.8%	38.4%	1.4%	2.7%	2.7%	0.0%
基本目標 3 (男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり)	49	39	10	0	0	0	0
	割合	79.6%	20.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	昨年度の割合	71.4%	24.5%	0.0%	4.1%	0.0%	0.0%
合計	151	100	44	1	4	1	1
	割合	66.2%	29.1%	0.7%	2.6%	0.7%	0.7%
	昨年度の割合	65.1%	28.2%	0.6%	3.4%	2.0%	0.7%

※小数点第二位 四捨五入

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン令和6年度進捗管理 説明資料

令和5年度の進捗管理状況の報告の際に抽出説明した取組No.44、54、26、管理指標8、13、14の令和6年度の進捗状況

①市女性職員の管理職登用推進

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	進捗評価	R6年度に新たに実施した取組	今後の取組	課名
70	44	女性が活躍しやすい職場づくりのモデルとなるよう、派遣研修などを活用した人材育成に取り組み、市女性職員の管理職登用のための推進に努めます。	派遣研修を活用した女性リーダーの育成に取り組む。また、女性職員の管理職登用について配慮する。	全国市町村国際文化研修所において実施された「女性リーダーのためのマネジメント研修」に女性職員（係長級）を1名派遣し、女性管理職候補の育成を図った。また、女性職員の管理職登用について配慮した。	①研修派遣者数 ②女性昇任者数（保育所を除く）	①研修派遣者数1名 ②女性昇任者数（保育所を除く） 課長級1名、課長補佐級3名、係長級5名	①研修派遣者数1名 ②女性昇任者数（保育所を除く） 部長級1名、部次長級1名、課長級1名、課長補佐級6名、係長級6名	①研修派遣者数1名 ②女性昇任者数（保育所を除く） 部長級1名、課長級1名、課長補佐級1名、係長級4名	B:80%程度達成できている	これまで男性職員しか実績のない東京都（一般社団法人地域活性化センター）への長期派遣研修の派遣候補者として女性職員を派遣した。	今年度も引き続き、派遣研修を活用した女性リーダーの育成に取り組み、女性職員の管理職登用について配慮する。	人事課

管理指標		5年度	6年度	目標値	担当課	6年度実施内容
8	市職員の女性の管理職の地位に占める割合	課長以上 10.3%	11.3%	20.0%	人事課	キャリアデザイン研修を開催し、キャリア形成への意識付けを行った。
		課長補佐 36.9%	37.9%	30.0%		
		係長 (32.5%)	(32.7%)	(40.0%)		

②市職員の男性育児休業取得率の向上

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	進捗評価	R6年度に新たに実施した取組	今後の取組	課名
81	54	育児・介護休業制度を利用する職員の代替要員の確保など、市職員のワーク・ライフ・バランスの向上を図るための環境づくりを推進するとともに、職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランスの実践ができるよう努めます。	会計年度任用職員登録制度の周知を図り、登録数を増やし、代替職員の候補者確保に努め、育児・介護休業制度の活用の推進を図る。また、ワーク・ライフ・バランスに係る各種理解を深めるよう取り組む。	会計年度任用職員制度について、HP、SNS等を活用し、周知を図る。また、ワーク・ライフ・バランスに係る各種理解を深める小冊子を、掲示板に掲示し周知を図った。	周知回数 ①制度の周知 ②冊子の周知	①1回 ②1回	①1回 ②1回	①1回 ②1回	B:80%程度達成できている	会計年度任用職員の給料額の改定及び期末勤勉手当の支給開始に伴い、しおり等の改訂を実施した。	職員のワーク・ライフ・バランスの向上を図るための環境づくりにおいて、代替職員候補者の常時確保を行い、会計年度任用職員制度の整備・周知を図る。	人事課

管理指標		5年度	6年度	目標値	担当課	6年度実施内容
13	市職員の男性の育児休業取得率	43.5%	53.3%	13%	人事課	男性職員の育児休業取得促進のマネジメントフローを活用するとともに、管理職向けの研修を実施した。
14	市職員の男性の育児参加の為の休暇の取得率	69.6%	77.8%	50.0%	人事課	男性職員の育児休業取得促進のマネジメントフローを活用し、所属長及び対象職員への制度周知・取得促進を行った。

③審議会の女性委員登用率向上

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	進捗評価	R6年度に新たに実施した取組	今後の取組	課名
33	26	市の目標審議会等における委員選定時の女性委員の割合は原則40%以上60%以下を目指し、女性委員のいない審議会等が発生しないよう、「女性人材バンク」の活用及び「飯塚市審議会等の委員への女性登用推進に関する要綱」に基づく女性委員の登用に努めます。	審議会の女性委員登用率が40%から60%となるよう、審議会所管課の職員とともに女性委員を増やすために努力をしていく。	審議会所管課職員と協議の上、女性委員登用率向上策を検討し助言する。	審議会委員の推薦依頼前協議の実施	7回	8回	6回	B:80%程度達成できている	女性委員登用率が40%を下回る審議会について、団体等に推薦を依頼する前に面談を実施することができた。	登用率40%を超えるような方策について調査研究する。	男女共同参画推進課

管理指標	5年度	6年度	目標値	担当課	6年度実施内容
市の目標審議会等の女性委員の割合 （うち地方自治法202条の3に基づく審議会等）	目標審議会登用率 36.5% 202条3審議会等登用率(35.6%)	38.0% (37.8%)	40～60%	男女共同参画推進課	登用率が40%未満となっている審議会の所管課と、女性人材バンクの活用など女性委員登用率向上策について協議した。

令和 7 年度の事業計画 （企画担当）

1 飯塚市男女共同参画推進委員会

令和 7 年度の開催予定は以下のとおりです。（別紙参照）

令和7年度：飯塚市男女共同参画推進委員会 開催予定表												
作業区分	令和7年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年1月	2月	3月
推進委員会（通常）			①第1回(6/9) ・第2次飯塚市男女共同参画後期プラン令和6年度進捗状況報告 ・令和7年度事業計画について	②第2回(中旬) ・第2次飯塚市男女共同参画後期プラン令和6年度進捗状況報告 ・令和7年度飯塚市男女共同参画推進委員会提言書について			③第3回(月上旬) ・第2次飯塚市男女共同参画後期プラン令和6年度進捗状況報告 ・令和7年度飯塚市男女共同参画推進委員会提言書(案)について		④第4回(中旬) ・令和7年度飯塚市男女共同参画推進委員会提言書(案)について			⑤第5回(中旬) ・令和7年度飯塚市男女共同参画推進委員会提言書について(決定) ・令和7年度飯塚市男女共同参画推進センター管理運営状況について
推進委員会（プラン審議）				⑥第1回(下旬) ・第3次飯塚市男女共同参画プラン策定について ・市民意識調査票(案)について ・事業所調査票(案)について	⑦第2回(中旬) ・市民意識調査票(案)について ・事業所調査票(案)について	⑧第3回(中旬) ・市民意識調査票(案)について ・事業所調査票(案)について	調査実施、回答集計・分析			⑨第4回(中旬) ・市民意識調査報告書(案)について ・事業所調査報告書(案)について	⑩第5回(中旬) ・市民意識調査報告書(案)について ・事業所調査報告書(案)について	

【通常分】

- ①6月9日・第2次飯塚市男女共同参画後期プラン令和6年度進捗状況報告
・令和7年度事業計画について
 - ②7月中旬・第2次飯塚市男女共同参画後期プラン令和6年度進捗状況報告
・令和7年度飯塚市男女共同参画推進委員会提言書について
 - ③10月上旬・第2次飯塚市男女共同参画後期プラン令和6年度進捗状況報告
・令和7年度飯塚市男女共同参画推進委員会提言書（案）について
 - ④12月中旬・令和7年度飯塚市男女共同参画推進委員会提言書（案）について
 - ⑤3月中旬・令和7年度飯塚市男女共同参画推進委員会提言書について（決定）
・男女共同参画推進センター管理状況報告について
- ※市長への提言書提出

【プラン審議分】

- ⑥7月下旬・第3次飯塚市男女共同参画プラン策定について
・市民意識調査票（案）及び事業所調査票（案）について
- ⑦8月中旬・市民意識調査票（案）及び事業所調査票（案）について
- ⑧9月中旬・市民意識調査票（案）及び事業所調査票（案）について
- ⑨1月中旬・市民意識調査報告書（案）及び事業所調査報告書（案）について
- ⑩2月中旬・市民意識調査報告書（案）及び事業所調査報告書（案）について

資料 2-1

2 プラン策定に向けた市民意識調査及び女性の労働状況に関する事業所調査（予定）

- 5 月～6 月 公募型プロポーザル方式による委託業者の選定、契約締結
- 7 月～9 月 調査票作成
- 10 月～12 月 調査実施、回答の集計・分析
- 1 月～2 月 調査報告書・概要版の作成

3 その他（時期は未定）

- 飯塚市男女共同参画推進本部会議開催
- 飯塚市男女共同参画推進協議会開催
- 飯塚市男女共同参画推進協議会委員研修開催
- 新規採用職員研修開催
- 飯塚市男女共同参画オンブズパーソン制度の実施
- イクボス・女性活躍推進事業

令和7年度：飯塚市男女共同参画推進委員会 開催予定表

作業区分	令和7年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年1月	2月	3月
推進委員会（通常）			①第1回(6/9) ・第2次飯塚市男女共同参画後期プラン令和6年度進捗状況報告 ・令和7年度事業計画について	②第2回(中旬) ・第2次飯塚市男女共同参画後期プラン令和6年度進捗状況報告 ・令和7年度飯塚市男女共同参画推進委員会提言書について			③第3回(上旬) ・第2次飯塚市男女共同参画後期プラン令和6年度進捗状況報告 ・令和7年度飯塚市男女共同参画推進委員会提言書(案)について		④第4回(中旬) ・令和7年度飯塚市男女共同参画推進委員会提言書(案)について			⑤第5回(中旬) ・令和7年度飯塚市男女共同参画推進委員会提言書について(決定) ・令和7年度飯塚市男女共同参画推進センター管理運営状況について
推進委員会（プラン審議）				⑥第1回(下旬) ・第3次飯塚市男女共同参画プラン策定について ・市民意識調査票(案)について ・事業所調査票(案)について	⑦第2回(中旬) ・市民意識調査票(案)について ・事業所調査票(案)について	⑧第3回(中旬) ・市民意識調査票(案)について ・事業所調査票(案)について	調査実施、回答集計・分析			⑨第4回(中旬) ・市民意識調査報告書(案)について ・事業所調査報告書(案)について	⑩第5回(中旬) ・市民意識調査報告書(案)について ・事業所調査報告書(案)について	

第3次飯塚市男女共同参画プランの策定について

1. 策定の趣旨

第2次飯塚市男女共同参画後期プランは、令和4年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とする5か年計画であり、令和8年度末に計画期間が終了することから、令和9年度を初年次とする「第3次飯塚市男女共同参画プラン」を策定します。

2. 策定にかかる期間

令和7年4月～令和9年3月の2年間

- ・令和7年度：市民意識調査及び女性の労働状況に関する事業所調査の実施
- ・令和8年度：プラン策定作業の実施

3. 策定の基本的方向性について

この計画は、飯塚市男女共同参画推進条例第17条第1項に基づいて制定される男女共同参画の形成の促進に関する施策についての基本的な計画であり、策定にあたっては、国や県の「男女共同参画基本計画」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」や「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」等を踏まえるとともに、第2次飯塚市総合計画（中間改訂）をはじめとする各種計画との整合性を図ります。

また、第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理や男女共同参画に関する市民意識調査、女性の労働状況に関する事業所調査の検証より、今後の施策の方向性を定めます。

4. 策定の手法について

①市民意識調査及び女性の労働状況に関する事業所調査の実施と分析

- ・市民意識調査及び女性の労働状況に関する事業所調査の結果により施策の満足度を検証します。

調査時期：令和7年10月頃を予定

②管理指標の進捗状況調査と評価

- ・令和2年度を現状値（基準値）、令和8年度を目標値として定めている28指標について①の調査等により進捗状況を確認し、今後の取組の方向性について検証します。

令和 7 年度の事業計画（事業係）

1 主催事業等

- (1) 飯塚市男女共同参画推進センター(イイヅカコミュニティセンター内)の運営、管理
イイヅカコミュニティセンター改修工事にとまなうサンクスの業務について
 - ・ 事務室移転先：飯塚市役所本庁 4 階 男女共同参画推進課
期間：令和 7 年 5 月～令和 8 年 2 月
 - ・ 準備室移転先：飯塚市市民交流プラザ内 セミナー室 ※会議スペースとして利用可
期間：令和 7 年 5 月～令和 8 年 2 月
- (2) 主催事業
 - ① 男女共同参画推進センター等を活用した市民向けの啓発
 - ② 出前講座
- (3) 相談事業（サンクス相談室）
 - * 法律相談 (第 2・4 木曜 女性弁護士による相談を実施／月 2 回)
 - * 一般相談 (第 1～4 水曜 女性相談員による相談を実施／月 4 回)
 - * 職場の悩み相談 (第 1 水曜 県・筑豊労働者支援事務所相談員による相談を実施)
 - * 就業支援相談 (第 3 木曜 県・子育て女性就職支援センター相談員による相談を実施)
- (4) DV 等被害者の支援
 - ① DV 等随時相談（全庁での横断的な支援を行うため「DV 対策庁内連携会議」を設置）
 - ② 住民基本台帳事務における支援措置申出書
- (5) 情報提供
 - ① 「家事・育児シェアシート」配付
 - ② 広報いいづか、情報誌サンクス他
- (6) 情報啓発（パネル掲示等）
 - ・ 6 月 23 日～29 日「男女共同参画週間」
 - ・ 11 月 12 日～25 日「女性に対する暴力をなくす運動」

2 協働事業

- (1) サンクスフォーラム
男女共同参画社会の実現に向け、市民意識の醸成を図るため、男女共同参画推進センター登録団体や個人から構成された実行委員会及び飯塚市と協働で開催する。
今年度は、令和 7 年 11 月 29 日（土）開催予定

3 男女共同参画推進補助金交付事業

男女共同参画行政施策の総合的な振興を図り、もって男女共同参画社会の実現に寄与するため、男女共同参画社会実現に向けて活動する団体が行う男女共同参画問題解決のための事業の推進のために、この団体が実施する事業に対し、事業経費の一部として、補助金を交付する。

補助金の額：1 事業につき 6 万円以内

1 研修等につき 2,000 円以内

（受講料の費用等・1 団体につき年度内 10,000 円を上限）

管理職に占める女性の割合【福岡県 令和6（2024）年度】

内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップによる公表データ参照

順位	市町村名	総数	うち	割合
1	大刀洗町	14	7	50.00%
2	志免町	18	7	38.90%
3	吉富町	13	4	30.80%
4	春日市	51	15	29.40%
5	筑紫野市	51	14	27.50%
6	嘉麻市	41	11	26.80%
7	粕屋町	23	6	26.10%
8	筑前町	23	6	26.10%
9	筑後市	39	10	25.60%
10	八女市	47	12	25.50%
11	小郡市	47	12	25.50%
12	大木町	12	3	25.00%
13	うきは市	21	5	23.80%
14	朝倉市	52	12	23.10%
15	小竹町	13	3	23.10%
16	那珂川市	36	8	22.20%
17	東峰村	14	3	21.40%
18	古賀市	38	8	21.10%
19	みやま市	38	8	21.10%
20	岡垣町	19	4	21.10%
21	荏田町	29	6	20.70%
22	糸田町	15	3	20.00%
23	福岡市	731	142	19.40%
24	築上町	21	4	19.00%
25	宗像市	74	14	18.90%
26	福津市	48	9	18.80%
27	新宮町	16	3	18.80%
28	大野城市	65	12	18.50%
29	川崎町	22	4	18.20%
30	久留米市	259	47	18.10%
31	添田町	17	3	17.60%
32	北九州市	665	114	17.10%
33	水巻町	18	3	16.70%
34	広川町	12	2	16.70%
35	香春町	12	2	16.70%
36	芦屋町	19	3	15.80%
37	太宰府市	51	8	15.70%
38	大任町	13	2	15.40%
39	宮若市	27	4	14.80%
40	豊前市	22	3	13.60%
41	遠賀町	15	2	13.30%
42	鞍手町	15	2	13.30%
43	桂川町	15	2	13.30%
44	大牟田市	103	13	12.60%
45	行橋市	60	7	11.70%
46	直方市	43	5	11.60%
47	田川市	43	5	11.60%
48	飯塚市	80	9	11.30%
49	柳川市	53	6	11.30%
50	大川市	27	3	11.10%
51	須恵町	18	2	11.10%
52	福智町	18	2	11.10%
53	糸島市	65	7	10.80%
54	中間市	51	4	7.80%
55	宇美町	17	1	5.90%
56	みやこ町	18	1	5.60%
57	赤村	5	0	0.00%
58	上毛町	12	0	0.00%
59	篠栗町	対象者なし	対象者なし	対象者なし
60	久山町	対象者なし	対象者なし	対象者なし

出典：内閣府 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（原則令和6年4月1日現在）

備考：同率の自治体があった場合は、市区町村コード順（昇順）に表示

男性公務員の育児休業取得率【福岡県 令和5(2023)年度】

内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップによる公表データ参照

順位	市町村名	総数	うち	取得率
1	大木町	1	2	200.00%
2	岡垣町	2	3	150.00%
3	筑後市	6	6	100.00%
4	豊前市	5	5	100.00%
5	古賀市	7	7	100.00%
6	うきは市	3	3	100.00%
7	宮若市	2	2	100.00%
8	嘉麻市	1	1	100.00%
9	久山町	1	1	100.00%
10	小竹町	1	1	100.00%
11	筑前町	3	3	100.00%
12	添田町	3	3	100.00%
13	赤村	1	1	100.00%
14	福智町	4	4	100.00%
15	福岡市	428	417	97.40%
16	大野城市	13	12	92.30%
17	篠栗町	7	6	85.70%
18	春日市	15	12	80.00%
19	太宰府市	13	10	76.90%
20	筑紫野市	16	12	75.00%
21	須恵町	4	3	75.00%
22	那珂川市	7	5	71.40%
23	みやま市	13	9	69.20%
24	志免町	8	5	62.50%
25	苅田町	9	5	55.60%
26	北九州市	187	97	51.90%
27	大川市	4	2	50.00%
28	宗像市	12	6	50.00%
29	築上町	4	2	50.00%
30	久留米市	46	20	43.50%
31	飯塚市	23	10	43.50%
32	行橋市	10	4	40.00%
33	小郡市	10	4	40.00%
34	糸島市	13	5	38.50%
35	八女市	14	5	35.70%
36	直方市	9	3	33.30%
37	中間市	9	3	33.30%
38	新宮町	6	2	33.30%
39	粕屋町	6	2	33.30%
40	吉富町	3	1	33.30%
41	宇美町	4	1	25.00%
42	鞍手町	4	1	25.00%
43	大牟田市	15	3	20.00%
44	柳川市	10	2	20.00%
45	朝倉市	10	2	20.00%
46	田川市	14	2	14.30%
47	川崎町	7	1	14.30%
48	福津市	4	0	0.00%
49	芦屋町	4	0	0.00%
50	水巻町	1	0	0.00%
51	桂川町	2	0	0.00%
52	東峰村	2	0	0.00%
53	広川町	3	0	0.00%
54	香春町	3	0	0.00%
55	糸田町	1	0	0.00%
56	みやこ町	2	0	0.00%
57	上毛町	1	0	0.00%
58	遠賀町	対象者なし		
59	大刀洗町	対象者なし		
60	大任町	対象者なし		

出典：総務省 地方公共団体の勤務条件等に関する調査（令和7年1月16日時点公表の最新値）

備考：同率の自治体があった場合は、市区町村コード順（昇順）に表示

市町村の審議会等における女性委員の登用状況

(女性の比率が高い順に表示)

市町村名	審議会 等数	うち女性 委員を 含む数	総委 員数	うち 女性 委員数	女性 比率 (%)
1 北九州市	66	66	1,271	645	50.7
2 久留米市	71	71	1,021	466	45.6
3 大野城市	33	32	316	137	43.4
4 古賀市	25	25	240	104	43.3
5 志免町	25	24	290	119	41.0
6 福津市	55	53	635	256	40.3
7 嘉麻市	47	46	525	209	39.8
8 久山町	5	4	88	35	39.8
9 筑前町	31	28	408	158	38.7
10 岡垣町	27	27	267	103	38.6
11 飯塚市	78	78	905	342	37.8
12 筑紫野市	36	33	363	134	36.9
13 宗像市	43	43	447	165	36.9
14 福岡市	71	71	1,498	550	36.7
15 小郡市	29	27	320	117	36.6
16 遠賀町	36	35	305	111	36.4
17 中間市	36	33	532	191	35.9
18 筑後市	29	29	323	115	35.6
19 那珂川市	14	14	181	64	35.4
20 朝倉市	31	28	360	127	35.3
21 大牟田市	48	43	491	173	35.2
22 直方市	34	31	412	143	34.7
23 粕屋町	23	18	232	79	34.1
24 八女市	35	35	488	164	33.6
25 苅田町	32	29	395	130	32.9
26 水巻町	32	28	344	113	32.8
27 小竹町	26	26	242	79	32.6
28 うきは市	16	15	212	69	32.5
29 糸島市	38	37	466	150	32.2
30 みやま市	20	18	204	65	31.9

市町村名	審議会 等数	うち女性 委員を 含む数	総委 員数	うち 女性 委員数	女性 比率 (%)
31 吉富町	25	22	257	81	31.5
32 宮若市	13	11	144	45	31.3
33 糸田町	19	16	172	53	30.8
34 田川市	36	34	353	108	30.6
35 築上町	42	37	389	119	30.6
36 芦屋町	34	31	307	92	30.0
37 豊前市	23	20	224	67	29.9
38 宇美町	21	18	197	57	28.9
39 篠栗町	19	17	189	54	28.6
40 太宰府市	34	33	317	90	28.4
41 春日市	24	23	260	73	28.1
42 大木町	7	7	76	21	27.6
43 川崎町	15	13	116	32	27.6
44 大川市	16	13	178	49	27.5
45 新宮町	16	12	179	49	27.4
46 行橋市	27	24	231	63	27.3
47 みやこ町	23	22	220	59	26.8
48 赤村	9	7	67	17	25.4
49 添田町	31	24	233	58	24.9
50 鞍手町	34	25	326	80	24.5
51 桂川町	17	16	197	46	23.4
52 柳川市	39	33	547	124	22.7
53 東峰村	11	8	112	25	22.3
54 広川町	16	11	123	27	22.0
55 福智町	19	13	154	31	20.1
56 香春町	9	4	91	16	17.6
57 上毛町	13	9	114	20	17.5
58 大任町	9	5	78	13	16.7
59 須恵町	20	11	176	26	14.8
60 大刀洗町	6	4	61	7	11.5
計	1,719	1,570	19,869	6,915	34.8

※ 令和6年4月1日現在(ただし、北九州市は令和6年6月1日、春日市は令和6年6月1日、福岡市は令和6年8月1日、吉富町は令和6年9月1日、那珂川市は令和6年9月25日現在の数値)

※ 地方自治法第202条の3に基づく審議会等(法律や条例に基づいて設置され、調停、審査、審議または調査等を行う機関)を対象としている。なお、広域で設置している審議会等は含んでいない。

備考:内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(令和6年度)及び福岡県調べ